

子供・若者は、発達段階ごとの課題を達成しながら成長し、社会的・職業的自立の時期を迎えます。しかし、個々の子供・若者を取り巻く環境は様々であり、それぞれの段階で生じた困難な状況を子供・若者自身の力だけで解決できない場合もあります。子供・若者が今よりも力をつけ、課題を克服することができるよう支援していきます。

乳 幼 児 期

乳幼児期は、保護者の下で愛情と保護を受けて成長・発達し、自己形成していきますが、子供自身や保護者が様々な困難を抱えて人間関係をうまく構築できない場合があります。そのような子供や保護者に対して、安心できる人間関係を構築できるように支援していきます。

小 学 生

学齢期の子供は学校や地域へと活動範囲を広げ、同年齢・異年齢の集団の中で、人間関係を築きながら成長していきます。一方で、周りの子供と人間関係をうまく構築できず集団になじめない子供や、学力や体力の不振などにより学習等への意欲が育まれない子供もいます。そのような子供に対して、人間関係の構築を支援し、学習への意欲向上をサポートしていきます。

中 学 生

思春期には、子供の活動範囲や交友関係が拡大し、保護者や教師との関係は相対的に小さくなり、特定の仲間集団との関係が強くなります。また、それまでに育まれてきた生活習慣や規範意識が揺らぐ時期でもあります。さらに、この時期は生徒指導に関する問題行動や不登校などが表出しやすい傾向もみられます。こういった背景の下で、その後の社会的自立にとって困難な状況におちいることがないよう、子供の自立心を尊重しながらサポートしていきます。

青 年 期

青年期は、本来、保護者のもとから離れ、社会へと参画しはじめ、自立した大人となるための最終的な移行時期です。しかし、さまざまな困難を抱えて、明確な将来展望を持てずにいる若者も少なからずいます。また、多様な働き方が推進される一方で、将来について十分に考える余裕がないまま進学や就職をし、採用時に必要な職業人としての基本的な能力や態度が十分に身に付いていないといった課題も指摘されています。こういった問題に対処するため、移行の節目節目で困難な状況におちいらないよう的確なサポートをしていきます。

特に、社会的自立に困難を抱える子供・若者やその家族への支援を進めるにあたっては、以下の点に留意していきます。

- 子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重すること
- 支援に当たっては、大人と共に生きるパートナーとして子供・若者を捉え、その主体性を引き出すため、当事者である子供・若者の目線に立って意見を聴き、その年齢や発達の程度に応じて自己決定権を最大限尊重し、支援に反映させていくこと
- 子供・若者本人だけでなく、家族も含めた困難や課題の全体像を見通し、状況に応じて伴走する等、家族も含めた支援を行っていくこと
- 支援の過程では、その結果が必ずしも期待通りになるとは限らないため、子供・若者のその時々状況を見極めながら、長期的な視野から行きつ戻りつの支援を行っていくこと
- 生まれてから現在に至るまでの成育環境において、様々な問題に直面した経験を有している場合が多く、問題を複合的に抱えて非常に複雑で多様な状況になっていることが多いため、その事情をよく理解しながら支援を行っていくこと

1 困難な状況ごとの取組

【1 いじめ】

<現状・課題>

- いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残し、全ての子供の人格形成に少なからず影響を与え、かけがえのない子供の命を奪うこともある憂慮すべき問題です。
- 複雑・多様化するいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるよう、学校や保護者、地域、関係機関が連携し、社会総がかりで取り組むことが求められます。
- いじめはどの学校、どの学級にも起こり得るという認識の下、学校は日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、教員個人による対応に任せることなく、学校全体による組織的な取組により、速やかに解決することが必要です。

<取組・今後の方向性>

- 平成 26 年 6 月の「東京都いじめ防止対策推進条例」制定を受け、公立学校・私立学校を対象とする「東京都いじめ防止対策推進基本方針」を策定するとともに、都教育委員会は、公立学校を対象とした「いじめ総合対策」を策定しています。
- 都内全ての学校において、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の 4 つの段階に応じて、いじめ防止等に向けた効果的な対策を講じていきます。

<主な相談窓口>

- 「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」（教育相談センター）
- 「学校問題解決サポートセンター」 等

【2 不登校・中途退学】

＜現状・課題＞

- 東京都の令和5年度の不登校児童・生徒数は31,726人で、11年連続で増加しています。不登校の児童・生徒は、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあります。
- 不登校への対応については、未然防止や早期支援、長期化への対応が必要です。学校が保護者・地域・関係機関・民間団体と連携して取組むことに加え、子供の不安や悩みを受け止めて相談に当たる体制の整備も重要です。
- また、不登校の児童・生徒や高等学校を中途退学した者が、将来自立して生活することができるようにするため、児童・生徒の実情に応じた長期的な視点による対策を総合的かつ効果的に推進していくことが求められます。

＜取組・今後の方向性＞

1 個別支援の充実

- 本人の状況に応じた支援を充実させるため、区市町村教育委員会が設置する教育支援センターの充実に向けた支援や学びの多様化学校の設置支援、区市町村教育委員会及び学校等とフリースクール等民間施設・団体等との連携を推進するなど、不登校等の子供たちの学びの充実を図ります。
- 学校生活になじめず生きづらさを抱えた子供が自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進します。
- 高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方に対して、学び直しや都立高等学校への就学に向けた支援を行います。

2 相談体制の整備

- スクールカウンセラーを都内全ての公立小・中・高等学校に配置し、心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。小・中学校には、家庭訪問をして児童・生徒や保護者の相談に応じる「家庭と子供の支援員」も配置しています。
- 学校だけで解決できない不登校等問題に対しては、スクールソーシャルワーカーが社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。
- 中途退学者の割合が高い定時制高校の1年生を対象に、専門家を学校に派遣し、「グループエンカウンター」などの活動を実施し、学校や学級への生徒の帰属意識を高める取組を行います。
- 「東京都教育相談センター」では、不登校・登校しぶり、ひきこもりの状態にあるお子様とその保護者を支援するために「青少年リスタートプレイス」及び「思春期サポートプレイス」を開設しています。「青少年リスタートプレイス」では、現在

どの学校にも在籍していない方を対象とした「就学サポート」や、特色ある教育課程を実施している学校の説明会である「リスタートのための学校説明会」を開催しています。また、「思春期サポートプレイス」では、心理や医療、福祉等の専門家による講演会や、当センターの心理職を交えて、保護者の方が話し合う「グループミーティング」を定期的 to 実施しています。今後もこうした支援を引き続き行っていきます。

＜主な相談窓口＞

- 教育相談センターにおける個別相談
- 「青少年リスタートプレイス」「思春期サポートプレイス」 等

【3 障害のある子供・若者への支援】

＜現状・課題＞

- 全ての都民が共に暮らす共生社会、障害者が地域で安心して暮らせる社会、障害者がいきいきと働ける社会を実現するため、様々な施策を展開しています。
- 障害のある子供・若者が自立や社会参加に向けて主体的に取り組むことができるようにするためには、障害者施策だけでなく、母子保健施策や子供・子育て支援施策、就学から卒業までの学校教育など、各関係施策を行う機関が連携して取り組んでいくことが求められます。
- 障害児が障害児支援を利用することにより、地域の保育・教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無に関わらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。

＜取組・今後の方向性＞

1 共生社会実現に向けた取組の推進

- 広く都民、事業者に対して、障害者への差別や合理的配慮等の具体的な事例の紹介などにより、障害者差別解消法・障害者差別解消条例の趣旨の普及を図っていきます。
- 障害者差別解消条例の制定により、東京都は、国に先駆けて民間事業者における合理的配慮の提供を義務化しています。事業者等が障害者差別解消法・障害者差別解消条例を正しく理解し、適切に障害者への差別解消に向けた取組を進めるよう、東京都は、障害者への差別解消に関する相談事例を広く周知するなど、事業者等の主体的な取組に資する支援を行います。
- 障害の有無にかかわらず子供たちが共に学び、体験する環境を整備し、インクルーシブな教育を推進します。

2 社会で生きる力を高める支援の充実

(1) 障害児支援の充実

- 障害児とその保護者が住み慣れた地域で安心して生活していくために、一般的な子育て支援施策における障害児の受入れを進めるとともに、子供の成長段階や障害特性に応じた適切な支援が提供されるよう障害児支援の提供体制の確保を進めます。
- 障害児通所支援については、児童発達支援や放課後等デイサービスの整備が着実に進んでいます。利用児童に対し適切なサービスが提供されるよう、障害通所支援事業所の支援の質の向上に取り組めます。
- 医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。

(2) 全ての学校における特別支援教育の充実

- 児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸ばし、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培うため、全ての学校・学級において特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進します。

(3) 職業的自立に向けた職業教育の充実

- 都立知的障害特別支援学校等における職業教育の充実を図り、障害の程度に応じたきめ細かな職業教育や就労支援を行うことで、生徒の職業的自立と社会参加を促進します。

3 いきいきと働ける社会の実現

(1) 一般就労に向けた支援の充実・強化

- 一般就労を希望する障害者が企業等に就労できるよう、関係機関が連携して障害者雇用を促進し、福祉施設から一般就労への移行を進めます。また、就労に当たっては、障害者への合理的配慮について企業等に周知・啓発を図っていきます。
- 中小企業を中心に企業での雇用・職場定着の促進に向けた取組を支援します。
- 都、都民、事業者等が相互に理解を深め、社会の一員として共に活動しながら支え合う「ソーシャル・インクルージョン」の考え方に立って、就労支援や「ソーシャルファーム」の創設及び活動の促進に取り組みます。

(2) 福祉施設における就労支援の充実・強化

- 障害者が、働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を実現できるよう、受注の拡大と工賃の向上を目指す福祉施設の取組を支援します。

<主な相談窓口>

- 児童発達支援センター
- 東京都発達障害者支援センター（T O S C A）
- 東京都心身障害者福祉センター
- 都立（総合）精神保健福祉センター
- ハローワーク
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」 等

【4 若年無業者（ニート）、非正規雇用対策】

＜現状・課題＞

- 全国におけるフリーター※¹の数は、令和5年には134万人となり、若年無業者（ニート※²）59万人となっています。
- 若年無業者等の社会的自立を支援するためには、基本的な能力の開発にとどまらず、職業意識の啓発や社会適応支援を含む包括的な支援が必要であり、こうした支援は各人の置かれた状況に応じて個別的行うことや、一度限りの支援にとどまらず、継続的に行うことが重要です。
- 非正規雇用の全てが問題というわけではないものの、雇用が不安定、賃金が低い、能力開発機会が乏しいなどの課題があり、正規雇用を希望しながらそれがかなわず、非正規雇用で働く者（不本意非正規）の割合は、令和5年には全国で9.6%存在し、特に25～34歳の若年層で13.1%と高くなっています。
- 平成27年9月には、「若者雇用促進法」が公布され、青少年の雇用の促進等を図り、その能力を有効に発揮できる環境を整備するため、青少年の適職の選択並びに職業能力の開発及び向上に関する措置等が総合的に講じられることとなりました。
- 東京都の将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう、包括的な支援を行っていく必要があります。

＜取組・今後の方向性＞

- 地域の若者支援機関からなるネットワークを構築・維持するとともに、その拠点となる地域若者サポートステーションを設置し、キャリアコンサルタント等が一人ひとりの状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、合宿形式を含む生活面等のサポートと職場実習、資格取得支援等を実施する集中訓練プログラムなど、各種プログラムを実施し、多様な就労支援メニューを提供していきます。
- 学校等関係機関との連携を一層強化し、高校中退者等の希望に応じて、地域若者サポートステーション職員が学校や自宅等へ訪問するアウトリーチ型の切れ目ない就労支援を実施していきます。
- 若年者の不本意な早期離職を防ぐため、若年者と企業の双方に対するセミナー等を実施するなど、職場支援を行っていきます。
- 国と連携し、不本意な非正規雇用者の正規雇用化に向けた支援をはじめとした非正規雇用対策を展開します。

※1 フリーター：年齢が15～34歳で次の者をいいます。

- ①雇用者のうち勤め先における呼称がパート・アルバイトの者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態がパート・アルバイトの者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていないその他の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態がパート・アルバイトの者

※2 若年無業者（ニート）：15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者をいいます。

＜主な相談窓口＞

- 地域若者サポートステーション
- わかものハローワーク
- 東京しごとセンターヤングコーナー
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【5 ひきこもりに係る支援】

＜現状・課題＞

- ひきこもりとは、様々な要因により、社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を避け、原則として6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であり、必ずしも問題行動や疾患を意味するわけではありません。
- ひきこもり状態となるきっかけには社会生活上のさまざまなトラブルやそこから生じる傷つき体験等があると言われており、背景に精神障害や発達障害が見られることもあります。
- ひきこもりの状態にある本人は、自尊感情を失っていたり、生きがいをもって自分らしく、よりよく生きる意欲や勇気を失っていたりする場合が少なくありません。また、長期間に渡るひきこもりの状態により心身に悪影響を及ぼす恐れや社会的孤立、経済的な困窮などにつながる可能性があることに留意が必要です。
- 地域社会におけるひきこもりへの偏見（本人の甘え、怠け、親の育て方が悪いなど）や差別的な対応は、当事者や家族を追い詰め、孤立させる要因となっています。

＜取組・今後の方向性＞

1 ひきこもりに係る支援の充実

(1) 都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信

- ひきこもりへの正しい理解を促進するため、インターネット広告や交通広告のほか講演会等により普及啓発していくとともに、区市町村の相談窓口や支援団体等を紹介するリーフレットの作成や合同説明相談会の開催により、ひきこもりで悩む本人や家族等に情報発信していきます。

(2) 一人ひとりの状態・状況に応じた相談支援

- 都のひきこもりに関する相談窓口「東京都ひきこもりサポートネット」において、電話、メール、訪問（アウトリーチ）、来所による相談や、ピアサポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施するほか、家族向けセミナーや個別相談会等を行い、本人や家族の状態・状況に応じたきめ細かな支援を行います。
- 都内で相談対応や居場所の提供を行う支援団体等と連携して本人・家族をサポートします。

(3) 身近な地域における支援の充実

- ひきこもりの状態にある本人とその家族が、身近な地域で切れ目のないきめ細かな支援を受けられるよう、支援体制の充実に取り組む区市町村を支援します。

2 今後の取組の方向性

- ひきこもりの状態にある本人や家族が、安心して一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を受けられるよう、相談支援や都民への普及啓発等を行っていくと

ともに、身近な地域において切れ目のない支援体制を整備する区市町村を支援していきます。

＜主な相談窓口＞

- 東京都ひきこもりサポートネット（訪問相談の受付は、各区市町村の窓口）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【6 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援】

＜現状・課題＞

- 都内における刑法犯少年^{※1}の検挙・補導人員は、平成22年から減少傾向でありましたが、令和4年から増加に転じており、14歳未満の検挙・補導人員も増加傾向にあります。
- 刑法犯少年の検挙人員に占める再犯者の割合は、約5割となっており、特に特殊詐欺における再犯者率は依然として高い傾向にあります。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者も、地域社会の一員として社会復帰を果たすことが重要であり、そのためには、地域社会が適切に支援していくことが大切です。具体的には、非行少年の立ち直りには、自立のために必要な「仕事」や「居場所」の確保といった社会での受入れを進めることが鍵となっています。
- 東京は多くの繁華街を有しており、特に新宿歌舞伎町地区においては、少年に対する有害なサービスの提供や、いわゆる「トー横」に集った少年による過量服薬（オーバードーズ）等の問題行為が顕在化しているほか、こうした少年らに悪意を持った大人が接近するなどの状況も認められ、憂慮すべき情勢にあります。
- 様々な不安や悩みを抱えて「トー横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう、注意喚起を行うほか、青少年・若者への相談業務を行う「きみまも@歌舞伎町」を運営し、関係機関と連携を図りながら様々な支援に繋いでいます。
- スマートフォンの普及など、情報通信機器の目覚ましい進歩に伴い、様々な情報をどこでも瞬時に入手できる時代になりましたが、インターネット上の情報には、誤った情報や薬物乱用を助長する有害な情報も数多く見受けられます。特に大麻に関しては「身体への影響がない」「依存性がない」などの誤った情報が流布し、また、全国における大麻事犯の検挙人員のうち約7割を30歳未満が占めるなど、若年層での大麻乱用が広がっています。また、非行・犯罪に陥らずとも、様々な悩みや生きづらさから、薬局、ドラッグストア等で処方箋なしで購入できる市販薬を過剰摂取（オーバードーズ）してしまう若年層も増えています。そのため、若年層への普及啓発により、違法薬物に関して正しい知識を付与するとともに、医薬品の適正使用について伝え、専門機関等への相談を促すことが必要です。
- 少年による医薬品の過量服用等の問題行動や、過量服薬を企図する少年が犯罪の被害に巻き込まれる事案等が発生しています。このような状況を防止するため、警察と医薬品販売業者を始め、関係機関、関係団体との連携を強化し、更なる対策を推進しています。
- 違法薬物や危険ドラッグは、インターネットによる売買や宅配利用など販売方法が多様化・潜在化し、容易に購入できる実態があることから、指導・取締りの強化と併せて、啓発の強化が喫緊の課題となっています。

＜取組・今後の方向性＞

- 「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、少年の非行の防止や修学支援等に取り組めます。
- 少年非行防止・保護のための対策を総合的に推進します。
 - ・ 街頭補導活動による早期発見・早期対応、少年の特性や立ち直りに配慮した少年事件の捜査・調査活動に努めます。
 - ・ 暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、加入阻止と構成員の離脱支援を推進します。
 - ・ 少年が犯罪被害に遭うことを防止するとともに、被害少年の早期救出、保護に努めます。
- SNS等を通じて犯罪実行者募集情報（闇バイト）に応募し、匿名・流動型犯罪グループによる犯行に加担することがないように、広報啓発活動を推進します。
- 「非行の入り口」とされる「万引き」防止への対策や、薬物乱用防止に向けた対策を推進します。
- 非行・犯罪に陥った子供・若者の立ち直りとその家族を支援するため、相談体制を充実するとともに、就労や生活の場の確保に向けた支援を行います。
 - ・ 警視庁少年センター（都内8か所）、「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年育成課）等において適切に相談に対応するとともに、東京都若者総合相談センター「若ナビα」にて非行少年や非行・犯罪歴を有する若者を支援します。
 - ・ 都内に2か所ある児童自立支援施設において、様々な問題を抱えた子供を受け入れ、施設における生活を基礎とした関わりの中で、児童の健全育成を図ります。
 - ・ 協力雇用主制度の普及啓発等に努めます。
- 非行防止に向けた社会気運の醸成を図るとともに、非行少年の立ち直りを支援する地域・社会づくりを推進します。
 - ・ 「サポートチーム」、「学校問題解決チーム」、「学校・警察連絡協議会」等の既存の仕組みを活用します。
 - ・ 国における非行少年の処遇と社会復帰支援の取組を踏まえつつ、様々な悩み、背景を抱えた非行少年やその家族が必要な支援を安心して受けられる環境を整備するため、研修等を通じて民間支援団体等を支援します。
 - ・ “社会を明るくする運動”を推進することで、地域における立ち直り支援及び非行防止の気運を醸成します。
 - ・ 保護司や地域の支援者の支援力の向上を図るため、再犯防止支援ガイドブックを作成し、配布します。

※1 刑法犯少年の「少年」：20歳に満たない者（少年法第2条第1項）をいいます。

＜主な相談窓口＞

- 警視庁少年センター（都内8か所）
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」（警視庁少年育成課）
- 各警察署

- 法務少年支援センター
- 保護観察所「りすたぼ」
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

<参考>～国における非行少年処遇のための制度・施設～

○ 非行防止、相談活動等

- ・ 少年鑑別所は、①家庭裁判所等からの求めに応じて鑑別対象者の鑑別を行うほか、②少年鑑別所に送致するとの観護措置の決定により収容されている少年等に対して観護処遇を行っています。また、③「法務少年支援センター」として、非行及び犯罪防止の専門的な知識や経験を活用し、地域の人が抱える悩みについて、本人や家族、関係機関からの相談に応じることで、地域社会の非行や犯罪の防止を援助しています。
 - ・ 鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者について、その非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。
 - ・ 観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。
 - ・ 「法務少年支援センター」としては、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。
- また、非行、犯罪行為、親子関係、職場や学校などでのトラブル、交友関係などについて、本人や家族、学校の先生などからの相談に応じます。

○ 矯正教育、更生に向けた指導

- ・ 少年院においては、少年の特性に応じた適切な矯正教育その他の健全な育成に資する処遇を行うことにより改善更生と円滑な社会復帰を図っています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。特に、一人一人が抱える問題性の改善に向けた教育の一つとして、各種教育プログラムを実施しています。
- また、少年院においては、加害少年に対する被害者の視点を取り入れた教育を充実させているほか、保護観察所においては、加害少年に対するしよく罪指導等を実施しています。
- ・ 令和4年4月に少年法等の一部を改正する法律が施行され、18歳及び19歳の者を「特定少年」として位置付け、一定の特例が設けられたことから、少年

院において特定少年に対する新たな教育プログラムを実施しています。

- ・ 刑事施設・少年院・保護観察所においては、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導をはじめとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図ります。特に少年院においては、薬物の害と依存性を認識するとともに、薬物依存に至った自己の問題性を理解し、再び薬物を乱用しないことを目的とする指導を重点的に実施しています。

○ 就労支援等

- ・ 刑事施設・少年院においては、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励します。特に少年院においては、企業などのニーズを踏まえ、ビジネスマナーやパソコン学習などを柱としたプログラムを基礎的な職業指導として実施しています。また、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・修学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。
- ・ 保護観察所においては、犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主制度の拡充に努めています。特に 20 歳未満で協力雇用主に雇用された人の職場定着を促進するため、面談等の手厚いサポートをしている協力雇用主に対し、就労奨励金の加算を行っています。
- ・ さらに、出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進します。

○ 更生保護

- ・ 犯罪や非行をした人も、裁判を終え、処分を受ければ、いずれ社会に戻ってきます。更生保護は、罪を償い、再出発しようとする人たちの立ち直りを導き、助け、再び犯罪や非行に陥るのを防ぐ仕組みです。
- ・ 犯罪や非行をした人が、社会の一員として立ち直ろうとするには、本人の強い意志や行政機関の働き掛けのみならず、地域社会の理解と協力が不可欠です。我が国では、保護司、更生保護施設をはじめとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちのほか、更生保護への理解と協力の下、関係機関・団体との幅広い連携によって更生保護は推進されています。

○ 第二次再犯防止推進計画

- ・ 「第二次再犯防止推進計画」に基づき、国・地方公共団体・民間との緊密な連携協力の下、少年の再非行の防止や修学支援等を推進しています。

○ 地域援助

- ・ 保護観察所では、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、その御家族や支援者などからの相談を受けて、職員が困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関と連携するなどして必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートしています（りすたぽ）。

【7 子供の貧困】

＜現状・課題＞

- 「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合を言います。令和3年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は11.5%となっています。
- また、18歳未満の子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和3年は10.6%となっています。そのうち、大人が2人以上いる世帯は8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯では44.5%と約半数を占め、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。
- 諸外国との比較では、相対的貧困率はOECD加盟国中10番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、データが公表されている加盟国の中で、最も高くなっています。

＜取組・今後の方向性＞

- 貧困の世代間連鎖を断ち切り、全ての子供が健やかに成長できるよう、関係各局で連携を強化し、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援、経済的支援の4分野の施策を充実していきます。
- 子供の貧困の実態把握や支援ニーズ等の調査、関係機関の連携強化や支援を必要とする家庭への周知強化など、子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援していきます。
- 民間団体が行う地域の子供たちへの食事や交流の場を提供する取り組みに対して引き続き補助を実施していきます。
- 家庭の課題の早期把握に資する事業について、子供の貧困対策として位置づけます。

【8 ひとり親家庭に育つ子供への支援】

＜現状・課題＞

- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、「子育て」と「家計の支え手」という二つの役割を同時に担うため、肉体的、精神的な負担も大きく、また、経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- また、それぞれの家庭が抱える課題は、母子家庭では、家計についてが最も多く、父子家庭では、子供の教育や家事について等生活面の問題など、状況により異なります。
- ひとり親家庭を支えるためには、様々な機関で支援が必要な家庭を把握し、母子家庭・父子家庭の特性やニーズに配慮した支援を行うことが必要です。

＜取組・今後の方向性＞

- 都では、「東京都ひとり親家庭自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、次の4つの分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。
 - 1 相談体制の整備
関係機関が連携して、支援が必要なひとり親家庭を把握し、必要な支援につなげるとともに、ひとり親家庭の状況に応じた多様な相談体制を整備します。また、養育費不払の際の差押え費用、弁護士等による専門相談の取組等を支援します。
 - 2 就業支援
それぞれの家庭の状況や課題を踏まえ、関係機関と連携しながら、包括的・継続的な支援を実施します。
 - 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開します。
 - 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の健やかな成長を経済面から支援します。

＜主な相談窓口＞

- 東京都ひとり親家庭支援センター（愛称「はあと」）
- （各区市町村）母子・父子自立支援員

【9 自殺対策】

＜現状・課題＞

- 都内の自殺者数は、平成 10 年から 23 年までの 14 年間は、2,000 人台後半で推移し、23 年の 2,919 人をピークに減少傾向となり、令和元年には 1,920 人まで減少しましたが、2 年以降は増加傾向に転じ、5 年は 2,196 人となりました。年代別には、10 代、20 代、30 代の死因のトップが自殺であり、若年者が自殺に追い込まれないようにすることが、重要課題の 1 つとなっています。
- 自殺は個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、多様かつ複合的な原因や背景があるため、自殺対策には、社会的な取組が必要です。このため、社会的要因への対策を含め、行政や各分野の団体・機関、個人等が相互に連携協力して総合的に取り組むことが求められます。

＜取組・今後の方向性＞

- 都における自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「生きることの包括的な支援」として実施していきます。
- 心の悩みや自殺念慮を抱えている人、その家族・友人が、必要な時に適切な相談を受けられるよう、相談窓口の充実に努めます。
- 自殺の背景となる健康問題、家庭問題、いじめ、過労、失業、多重債務など、様々な問題に的確に対応するため、各相談・支援機関において、役割や機能等についての情報共有を図り、相互に顔の見える関係を築くなど連携協力体制を強化していきます。
- 自殺未遂者が再び自殺を企図することを防ぐため、救急医療機関に搬送された自殺未遂者等を地域の支援や精神科医療につなぐ相談調整窓口を運営します。また、この窓口には子供サポートチームを設置するほか、学校や地域の支援機関に対し、子供の自殺に対する理解や対応力向上に関する研修を実施するなど、自殺リスクの高い子供への支援を強化します。
- 生きづらさを抱える方や孤独・孤立のリスクを抱える方が、孤立する前に、地域とつながり、支援につながるよう、民間団体等への支援を通じて自殺対策に資する居場所づくりを推進します。
- インターネットの検索連動型広告を用いて、自殺のリスク要因となり得る、うつ、虐待、性的マイノリティ、依存症等の悩みを抱える方を、早期に適切な支援窓口につなげる取組を実施します。
- 児童・生徒の自殺を防止するため、様々な相談窓口の情報を掲載した普及啓発資料を、学校等を通じて配布します。
- 大学等の講義やガイダンスで活用可能なメンタルヘルスケア等の知識付与・実践に資する動画コンテンツを作成し、大学等における自殺対策を支援します。

- 区市町村において、自殺の危険を示すサインに気付き、必要に応じて適切な相談機関等につなぐなど、自殺防止に取り組む人材であるゲートキーパー（相談支援者）の養成を行います。

＜主な相談窓口＞

- 東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～
- SNS自殺相談「相談ほっとLINE@東京」
- 東京都自殺未遂者対応地域支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【10 居場所のない子供・若者】

＜現状・課題＞

- 核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等に伴い、更にはコロナ禍を経て、子供・若者についても孤独・孤立の問題が一層顕在化しています。自殺やひきこもり等、様々な社会問題に共通する背景として、孤独・孤立の存在が指摘されています。
- 居場所は、孤独・孤立の問題を抱える当事者にとって、身近な地域における人との「つながり」や自身の役割を持つ場となり、相談等の場にもなるとともに、地域コミュニティの形成・維持にも資するものです。
- とりわけ困難を抱えた環境で育つ若者は、居場所を持ちにくく、失いやすいと考えられます。いわゆる「ト一横」を訪れる若者も、様々な背景を有し、何かしらの「居場所」求め来訪している状況にあります。課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所（リアルな空間だけでなくインターネット空間も含め）をつくることで、全ての若者が居場所を持てるよう支援を行っていく必要があります。
- また、子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備することが求められます。

＜取組・今後の方向性＞

- 区市町村が若者への支援施策を円滑に実施できるよう、相談センターの設置や居場所づくり等に対し補助を行っています。若者の抱える問題が複雑化する中、より多くの区市町村で、それぞれのニーズに応じた若者の居場所づくりが進むよう、新たな居場所の設置や、既存施設の夜間延長等を働きかけていきます。
- 悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を見つけられるよう、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ぽた+」を充実させていきます。このサイトにおいて、様々な民間支援団体と連携して、住む場所にかかわらず誰もが利用できる居場所を掲載し、団体からのメッセージや利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っています。
- 家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援します。
- 引き続き子供が気軽に立ち寄ることが出来る「居場所」（拠点）を整備する区市町村の支援を行っています。

＜主な相談窓口＞

- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」
- きみまも@歌舞伎町

【11 ヤングケアラー】

＜現状・課題＞

- 子ども・若者育成支援推進法の基本理念を定めた第2条第7号において、その子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行う「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」という。）が明記されました。
- 法は、おおむね30歳未満の者を中心として、施策内容によりおおむね40歳未満の者を対象としており、このことはヤングケアラーへの支援についても同様です。
- 18歳以上のヤングケアラーも、中学生や高校生から、場合によっては小学生の段階から困難な状況が継続しているケースが想定されます。その困難な状況が18歳以降も続いているという観点から、年齢による切れ目のない支援が求められます。
- また、ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで本人の育ちや教育に影響があるといった課題があり、支援が必要なヤングケアラーに対しては、関係機関・団体等が緊密に連携して早期に発見して、適切な支援につなげていくことが必要です。

＜取組・今後の方向性＞

- ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発の取組を進めていきます。
- 児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携促進のため、ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営を行うとともに、支援機関の連携のつなぎや助言等を行うヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援として、区市町村に対する補助を行います。
- 相談のしやすい場の整備として、ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援するヤングケアラー相談支援等補助事業を実施していきます。
- ヘルパー人材の確保に向け、都内共通カリキュラムを策定します。
- 18歳以上のヤングケアラーである若者への支援に当たっては、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を一次的な窓口として位置づけ、個々の若者の相談に応じ、課題の整理の支援や区市町村へのつなぎを行うほか、子供・若者総合相談センターや子供・若者支援地域協議会の区市町村による設置も推進していきます。
- 悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートを見つけられるよう、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイト「若ぽた+」において、18歳以上のヤングケアラーへの支援を行っている民間団体と連携し、支援団体の取組や利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っていきます。

- ヤングケアラー支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも含めた教職員が、児童・生徒の状況の変化を把握しつつ、必要に応じて関係機関につなぐ体制を確保していきます。

＜主な相談窓口＞

- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【12 困難な問題を抱える若年女性への支援】

＜現状・課題＞

- 東京は、新宿、渋谷、池袋、秋葉原などといった日本有数の繁華街を複数抱えているため、都内だけでなく、全国から未成年を含む若年の女性が集まり、性犯罪等に巻き込まれる可能性があります。
- 困難な問題を抱える女性への支援にあたっては、対象者を早期に把握し、多様な支援を切れ目なく包括的に提供していく必要があります。また、若年の女性は困難を抱えていても、既存の行政機関の支援が届きにくい場合もあり、民間団体と協働していくことが必要です。
- 若年女性が予期せぬ妊娠をして、誰にも相談できない場合、養育の希望の有無にかかわらず、周囲からの支援を得られない中で出産するという心理面の負担、妊娠、出産という身体面の負担、受診にかかる費用等の経済面の負担に直面するなど、様々な困難を抱える可能性があります。本人の意向が尊重され、安心して相談支援を受けられることが重要です。

＜取組・今後の方向性＞

- 女性相談支援センターにおいて、状況に応じて相談しやすい方法を選択できるよう、電話や来所等に加えてSNSを活用した相談を実施し、関係機関等と連携して対象者に適切な支援を提供します。
- 民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、様々な困難な問題を抱えた若年女性を早急に把握し、必要な支援につなげるとともに、安全・安心な一時的な居場所での食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み事に対する相談支援を行います。
- 予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。
- 18歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。
- 女性自立支援施設においては、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を対象に、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助や自立のため支援等を、本人の意向を踏まえて行います。特に妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。

＜主な相談窓口＞

- （各区市町村）女性相談支援員
- 子供家庭支援センター

- 児童相談所
- 女性相談支援センター
- 「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」

【13 特に配慮が必要な子供・若者への支援】

（1）外国人等

＜現状・課題＞

- 文部科学省が令和5年度に実施した「日本語指導が必要な児童生徒の受け入れ状況等に関する調査」では、都内公立学校には、日本語指導が必要な外国籍及び日本国籍の児童・生徒が、合わせて6,312人在籍しています。
- 高等学校においては、外国籍等の生徒の就労支援について、配慮して対応していく必要があります。
- 地域においては、国際交流協会等の団体が、日本語教室、相談対応や交流の機会の提供等を行っています。
- 多くの関連機関とさらに連携を図りながら、日本語を母語としない子供を支援していく必要があります。

＜取組・今後の方向性＞

- 日本語指導が必要な児童・生徒一人一人の実態を把握し、必要な日本語指導を行うことが重要です。
- 多文化共生社会の実現に向けた意識や豊かな国際感覚の醸成のため、都立高校生等の海外派遣、海外からの生徒受入、都立学校に対する海外の学校との交流支援などを行います。
- 学校においては、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図っていきます。
- 東京労働局と連携し、高校生のための合同企業説明会の開催について周知します。また、全ての就職を希望する生徒の進路実現に向けて、各学校が管轄のハローワーク等と連携し、切れ目のない継続した支援ができるよう対応します。
- 困りごとを抱える子供やその保護者に寄り添い、学校や行政・NPO等とも連携し、課題に取り組む「多文化キッズコーディネーター」を設置する区市町村を支援します。
- 日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援します。

＜主な相談窓口＞

- 就学相談（各区市町村教育委員会）
- 教育相談センター
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

(2) 難病等

<現状・課題>

- 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等については、学校での教育や体験活動等が制限されざるを得ない側面があります。こうした児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けた取組が求められます。
- また、難病のある人が円滑に職業生活を営むためには、疾患管理との両立が重要な課題になります。

<取組・今後の方向性>

- 長期に入院等が必要な児童等に対する教育の機会を確保するとともに、その健全育成や自立支援に向けて、地域における支援の充実を図っていきます。
- 小児期から成人期への移行期にある小児慢性特定疾病児童等への適切な医療の提供に関する課題を解消するため、医療従事者間の連携など支援体制の整備や、患者や家族の自律（自立）支援を実施します。
- 難病のある人を支援するため、都は、「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」及び「東京都難病ピア相談室」を設置し、地域で生活する難病患者の日常生活の相談・支援、交流活動の促進、就労支援などを行います。
- 難病のある人の就職に当たっては、無理なく安全・健康に働くことができ、しかも、能力を発揮し興味や価値観に合った仕事を見出すことが大切です。そのような仕事に就労もしくは就労継続できるよう支援していきます。
- 難病患者の就労支援に関しては、「東京都難病相談・支援センター」及び「東京都多摩難病相談・支援室」に配置された「難病患者就労コーディネーター」による相談と併せ、ハローワークに配置された「難病患者就職サポーター」による出張相談を実施します。難病患者就職サポーターは難病患者との職業相談、面接への同行、就職後のフォローを実施します。
- また、職場での理解や配慮を整備することも重要であり、雇用する企業側への支援も実施します。

<主な相談窓口>

- 東京都難病相談・支援センター
- 東京都多摩難病相談・支援室

(3) 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

<現状・課題>

- 性自認及び性的指向に関しては、望む性別で取り扱われないことによりストレスや苦痛を感じたり、少数派であるために興味本位に見られたり、偏見や差別によ

り、社会生活の様々な場面で人権に関わる問題に直面しているなどの現状があります。また、住宅を賃貸・購入する際に、性的マイノリティのカップルであることを理由に入居を断られることや共同でローンを組むことができないこともあるといったことなど、生活上の困りごととも存在しています。

- 都では、東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（以下「人権尊重条例」という。）や、人権尊重条例に基づく第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画により、必要な取組を実施することで、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消並びに啓発等の推進を図っています。

＜取組・今後の方向性＞

- 第2期東京都性自認及び性的指向に関する基本計画において、4つの施策の柱（相談・支援体制の充実、啓発・教育の推進、職員理解の推進、庁内外の取組の推進）を掲げ、具体的な取組を推進していきます。
- 令和4年11月から運用を開始した東京都パートナーシップ宣誓制度により、性的マイノリティの方々が暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。
- 専門の相談窓口を設けて、当事者やその家族等が悩みを相談できるよう対応するほか、当事者同士が悩みを共有し合える機会を提供していきます。
- 性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を持つ方であるアライを広めていくための施策を推進していきます。
- 公共施設等の各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者向けの周知を図り、全ての人が安心してトイレを利用できる環境を目指します。

＜主な相談窓口＞

- 性自認及び性的指向に関する専門相談（電話・LINE）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

1 困難な状況ごとの取組に係る施策等一覧

1- (1) いじめ

◇…新規事項

支援体制の整備	(実施主体)	(所管局)
◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	区市町村	教育庁
◇教育相談体制の充実等 いじめなどの課題を抱える児童・生徒への支援の充実等のため、スクールソーシャルワーカー、心理の専門家、地域の協力者、退職教員など、小・中学校における外部人材の活用への支援等により、教育相談体制を充実・強化します。 ・教育相談主任の指名 相談内容等の交通整理役（中学校でモデル実施） ・スクールカウンセラーのためのガイドラインを新たに作成	都	教育庁
◆「教育相談一般・東京都いじめ相談ホットライン」 ・24時間体制で、いじめ相談を含む、電話相談窓口を設置しています。	都	教育庁
◆学校問題解決サポートセンター ・学校と保護者や地域住民との間で生じた、学校だけでは解決困難な問題について、公平・中立の立場で子供のことを第一に考えてよりよい解決策を提案します。	都	教育庁
◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 ・平成28年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定者等の課題を多く抱える都立学校に継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・また、上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて「自立支援チーム」を派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。	都	教育庁
◇「高校生いじめ防止協議会」の開催 子供自身が、いじめ問題について考え行動できるようにするための取組の一つとして「高校生いじめ防止協議会」を設置します。 ・いじめ問題の当事者である子供たちが、自分たち・学校・社会に対して必要な取組を考え、東京都教育委員会（以下、都教育委員会）いじめ問題対策委員会へ提案 ・提案を受けた都教育委員会いじめ問題対策委員会は、答申の参考とするとともに、都教育委員会は答申を受け、施策を実行	都	教育庁

学校における「いじめ総合対策」の推進	(実施主体)	(所管局)
◆いじめ防止等の対策を推進する六つのポイント ○ポイント1 軽微ないじめも見逃さない 《教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知》 ○ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校一丸となって取り組む 《「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応》 ○ポイント3 相談しやすい雰囲気の中で、いじめから子供を守り通す 《学校教育相談体制の充実》 ○ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする 《いじめの解決に向けて、主体的に行動しようとする態度の育成》 ○ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る 《保護者との信頼関係に基づく対応》 ○ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する 《地域、関係機関等との連携》	小・中： 区市町村 高：都 特：都、区	教育庁
◆四つの段階に応じた具体的な取組 1 未然防止 ～いじめを生まない、許さない学校づくり～ (1) 子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出 (2) 教職員の意識向上と組織的対応の徹底 (3) いじめを許さない指導の充実 (4) 子供が主体的に行動しようとする意識や態度の育成 (5) 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成 2 早期発見 ～いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり～ (1) 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知 (2) 子供の様子から初期段階のいじめを素早く認知 (3) 全ての教職員による子供の状況把握 (4) 子供たちの訴えを確実に受け止める体制の構築 (5) 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報 3 早期対応 ～いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり～ (1) 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底 (2) 被害の子供が感じる心身の苦痛の程度に応じた対応例 (3) 加害の子供の行為の重大性の程度に応じた指導例 (4) 重大事態につながらないようにするための対応 (5) 所管教育委員会への報告及び所管教育委員会による支援 4 重大事態への対処 ～問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり～ (1) 重大事態発生の判断 (2) 被害の子供の安全確保、不安解消のための支援 (3) 加害の子供の更生に向けた指導及び支援 (4) 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決 (5) いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施と結果報告	小・中： 区市町村 高：都	教育庁

教育委員会の取組	(実施主体)	(所管局)
◆いじめ防止等の対策の推進に向けた指導資料の作成 ○いじめ防止のための「学習プログラム」 - いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成 - 互いの個性の理解 - 望ましい人間関係の構築 - 規範意識の醸成 ○いじめ問題解決のための「教員研修プログラム」の作成 「いじめ」の定義の確実な理解 「学校いじめ防止基本方針」に基づく確実な取組の推進 - いじめ問題の解消に向けた組織的な取組 - いじめを生まない環境づくり - いじめの未然防止に向けた関係機関等との連携 「いじめ」の定義に基づくいじめの認知 - いじめの早期発見のための情報共有 - いじめの解消に向けて効果のあった取組	都	教育庁
◆「いじめ等の問題解決支援チーム」 ・学校だけでは解決困難な緊急性の高いいじめ等の問題に対し、少人数の専門家等による支援チームを結成し、学校や教育委員会等からの相談に対応します。	都	教育庁
◆「東京都いじめ問題対策連絡協議会」 次の事項について協議します。 都、区市町村又は学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策の推進に関する事項 - いじめの防止等に関する機関及び団体の連携に関する事項 - その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項	都	教育庁
◆「東京都教育委員会いじめ問題対策委員会」 ・都教育委員会の諮問に応じ、都及び区市町村の教育委員会並びに公立学校のいじめの防止等のための対策の推進について調査審議し、答申します。 ・教育委員会及び公立学校のいじめ防止等のための対策の推進について、必要があると認めるときは、都教育委員会に意見を述べることができます。 ・都立学校においていじめ防止対策推進法に規定する重大事態が発生した場合には、調査を行い、その結果を都教育委員会に報告します。	都	教育庁

1－（２）不登校・中途退学

相談・支援体制	(実施主体)	(所管局)
◇学齢期の子育ち ・学校生活になじめず生きづらさを抱えた子供が自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等に通所する小・中学生への支援など、学校外も含めた学び・居場所の選択肢の多様化に向けた取組を推進します。	都	子供政策連携室
◆不登校の子供への支援 ・フリースクール等民間施設・団体等との連携促進及び区市町村が設置する教育支援センターの機能強化に向けた支援等、不登校等の子供たちの学習の機会を充実させます。	都	教育庁

◆NPO等と連携した学びのセーフティネット事業 ・不登校等、高校生活に困難を抱えている生徒や都立高校中途退学者等に対して、NPO等と連携した支援を行っています。	都	教育庁
◇バーチャル・ラーニング・プラットフォーム ・不登校等の理由により学校や教育支援センター等につながることのできていない児童・生徒や日本語指導が必要な児童・生徒への支援に向けて、仮想空間を活用した居場所・学びの場を自治体等に提供します。	都	教育庁
◇学校の居心地向上検証プロジェクト ・学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証します。 また、高等学校・中学校に適用するスキーム等を踏まえ、小学校を対象としたスキーム等を検討します。	都	子供政策連携室 (再掲)
◇不登校児童・生徒の社会的自立に向けた体験活動プログラム ・令和5年度から不登校の児童生徒を対象に、青少年教育を行うNPO等を活用したキャンプ体験やミュージカルワークショップなど、多様なプログラムを通して友達づくりや他者理解の機会を提供する「未来きらめきプロジェクト」を実施しています。 ・また、不登校対応に精通した研究者等による専門家会議を設置してプログラムに参加した子供及び保護者へのインタビューを行い、プログラム内容の評価・検証を行っています。	都	教育庁
◇「思春期サポートプレイス」 ・学齢期の不登校や登校しぶり、ひきこもり状態にある児童・生徒とその保護者を主な対象に、心理や医療の専門家を交え共に考える場を保護者に提供し、将来的な社会的自立を支援しています。 (1) 講演会 ・子供の学校復帰や社会参加に向けて、不登校やひきこもりの状態にある子供の保護者の方を対象に、心理や医療、福祉の専門家による講演会を行います。 (2) グループミーティング ・教育相談センターの心理職を交えて、子供の成長を支える親子関係の在り方について、保護者の方が話し合うグループを提供します。	都	教育庁
◆「スクールカウンセラー」の全校配置（小・中・高等学校） ・不登校や中途退学の未然防止に向けた支援を行うため、スクールカウンセラーが心理の専門家の立場から、児童・生徒や保護者等からの相談に対応しています。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁 (再掲)
◆「スクールソーシャルワーカー」や「家庭と子供の支援員」による支援（小・中学校） ・学校だけでは解決しない小・中学生の不登校問題の解決を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉の面から児童・生徒が置かれた環境へ働き掛けるなど、関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。 ・家庭と子供の支援員（民生・児童委員、保護司、青少年委員、教員OB、警察官OB、心理学系大学生など）が家庭訪問を通して児童・生徒に直接関わるとともに、保護者からの相談にも応じます。	区市町村	教育庁 (再掲)

◇小・中学校における不登校対応 ・小・中学校に校内別室指導支援員を配置するとともに、不登校対応事例データベースを活用することで、不登校の未然防止や早期支援を充実させます。	都	教育庁
◆都立学校「自立支援チーム」派遣事業 ・平成 28 年度から就労支援や福祉的支援の専門的知識・技術を持つユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を不登校や中途退学、進路未決定者等の課題を多く抱える都立学校に継続的に派遣し、個に応じた支援を実施しています。 ・上記以外の都立学校に対しては、学校からの要請に応じて「自立支援チーム」を派遣し、多様かつ複雑な課題の早期解決に向けた支援を行っています。 ・また、就労支援機関や若者支援機関と連携し生徒等の自立に向けた支援を行っています。	都	教育庁 (再掲)
◇不登校対応巡回教員配置事業 ・不登校対応を専門に担う教員が、授業をもたずに複数校を巡回。不登校の未然防止・早期発見・長期化への対応など、校内体制を整備します。	都	教育庁
◇区市町村への不登校対応支援 ・令和 6 年度から都立学校「自立支援チーム」派遣事業を通じて培ったノウハウを活用し、区市町村のスクールソーシャルワーカーの対応力向上・活用促進を図るため、専門性の高い都のユースソーシャルワーカー等を区市町村へ派遣し、スクールソーシャルワーカーに対する助言・サポートなどの支援を実施しています。 ・効果的なスクールソーシャルワーカー活用のためのガイドライン（令和 6 年度作成）を踏まえ、区市町村のスクールソーシャルワーカー等を対象とした体系的な研修を実施します。	都	教育庁
◆教育相談センターにおける個別相談 ・不登校の児童・生徒やその保護者に対して、学校復帰等に向けた支援を行うため、来所や電話による個別相談を実施します。	都	教育庁
◆都立学校における不登校・中途退学対応 ・都立学校における不登校生徒や中途退学者、進路未決定者等を次の社会の受け皿に円滑につなげるため、ユースソーシャルワーカーを学校に派遣するとともに、就労支援機関や若者支援機関等と連携し、不登校、中途退学の未然防止や中途退学者等に対する支援を行います。	都	教育庁
◆定時制高校における中途退学未然防止対策 ・平成 28 年度より定時制課程（55 校）に在籍する 1 学年生徒に講師が生徒を対象にエンカウターのプログラムを実施しています。	都	教育庁
◆「青少年リスタートプレイス」 ・高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方、進路選択を控えながらも中学校で不登校の状態にある方、小学校で不登校、登校しぶりの状態にある方やその保護者を支援しています。 (1) リスタート登録 ・登録をした人には定期的に「リスタート通信」を送付し、進路に関する情報の提供を行います。 (2) 就学サポート	都	教育庁

・高等学校中途退学者等、現に学校に学籍がない者に対し、進路に関する面談を計画的、継続的に実施し、都立高等学校への就学等に向けたきめ細やかな支援を行います。 (3) リスタートのための学校説明会 ・特色ある教育課程を実施している都立高校（チャレンジスクールや昼夜間定時制、通信制等）の説明会を行います。		
◇地域における多様な居場所確保事業 ・地域の社会資源を活用し、学校に通うことが難しい児童等の居場所を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助します。	区市町村	福祉局
◇アプリを活用した生徒の健康管理 ・学校が生徒の心身の健康状態を日常的・継続的に把握することにより、支援が必要な生徒を早期発見し、必要に応じて面談を行うなど、生徒への支援を実施します。	都	教育庁
◇校内居場所カフェ ・都立のチャレンジスクール（2校）に校内居場所カフェを設置し、ユースソーシャルワーカーが日常の学校生活に関わり、生徒との信頼関係を構築することにより、生徒が抱える様々な課題・悩みを早期発見し、一人ひとりの生徒に応じた支援を実施します。	都	教育庁
◇チャレンジクラスの設置拡大 ・不登校生徒の多様なニーズに対応するため、公立中学校にチャレンジクラス（不登校対応校内分教室）を設置します。	都	教育庁
◇学校生活になじめない子供を取り巻く実態に関する調査 ・不登校児童生徒の低年齢化が進んでいることを踏まえ、小学生等を対象に不登校の背景や要因を分析するための実態調査を実施します。	都	子供政策連携室
◇エデュケーション・アシスタントを活用した小1重点支援事業 ・小学校1年生において、指導上の工夫や学習環境の整備、学級編制の工夫など、児童が安心して学べる取組を推進するため、副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントを、全小学校への配置に加えて小学校1年生の各学級に1名追加配置するモデル事業を実施します。	都	教育庁
◇地域における多様な居場所確保事業 ・地域の社会資源を活用し、学校に通うことが難しい児童等の居場所を創出するとともに、保護者や学校関係者等と連携し児童を支援する区市町村に対し補助を行います。	区市町村	福祉局 (再掲)
学び直しの支援	(実施主体)	(所管局)
◆チャレンジスクール ・小中学校での不登校や高校での中途退学を経験した生徒など、能力や適性を十分に生かし切れなかった生徒が自分の目標を見つけてチャレンジすることを応援する定時制課程総合学科の高等学校です。	都	教育庁 (再掲)
◆エンカレッジスクール ・「個に応じた指導と分かる授業」により、小中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する全日制課程の高等学校です。普通科の外、工業科にも設置しています。	都	教育庁 (再掲)
◆単位制高校（多様な学習型） ・幅広い選択科目を設置し、学年の枠に捉われず、自分の能力・適性、興味・関心、進路等に応じた多様な学習ができます。	都	教育庁

1－（3）障害のある子供・若者への支援

共生社会実現に向けた取組の推進	(実施主体)	(所管局)
◇共生社会実現に向けた障害者理解促進事業 ・障害者の差別解消に向けた体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及を図り、全ての都民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合うことのできる共生社会の実現を目指します。	都	福祉局
◇共生社会実現に向けた意識啓発推進事業 ・デフリンピックを契機に、ファミリー層や若者が集う商業施設等でイベントを開催するとともに、動画・SNS等を活用した普及啓発や共生社会の理念に賛同する企業等の登録・公表を実施し、共生社会実現に向けた意識啓発を推進します。	都	福祉局
◇「インクルーシブな学び」プログラム事業 ・障害の有無に関係なく、共に学び、共に生きるために必要なインクルーシブ社会の担い手を育成するための取組を実施します。	都	教育庁
◇学校卒業後の障害者の「学びの場」づくり ・障害者と大学生等の若者が交流を伴う学びに参加し、相互理解を深めることで、お互いに支え合いながら社会生活を営んでいくことの意義を理解するためのモデルプログラムの開発・実施します。	都	教育庁
◇インクルーシブな教育の推進 ・近接する特別支援学校と都立高校（各5校）において、専任職員を新たに配置して両校の協働活動を調整 ・障害の有無にかかわらず、ワークショップや講演を実施 ・特別支援学校等卒業後の進路に関する調査を実施 ・知的障害特別支援学校の登下校時の安全確保の充実 ・視覚障害特別支援学校における歩行訓練士の活用	都	教育庁
◇相互理解の促進 ・都立特別支援学校において、成人の障害のある人やボランティア等とインクルーシブなアート、スポーツ系プログラム等の体験を実施することで、就労や日常生活の時間とは異なる、生涯を通じて人々の心のつながりや相互に理解し合う機会を特別支援学校生に提供します。	都	教育庁
◇日常的に学ぶことができる環境の整備 ・都立特別支援学校と都立高等学校等が協働して日常的に共に学ぶことができる環境の整備について検討します。	都	教育庁
◇ふれあいフェスティバルの開催 ・「障害者週間」を記念して、障害及び障害のある人について都民の理解と認識を深めるため、障害のある人となない人とが同じ体験を通じて触れ合い、互いに理解しあう場を設け、障害者の福祉の増進を図ります。	都	福祉局
◇文化芸術関連行事の実施 ・障害者が文化芸術への参加を通じて、社会参加と相互交流を促進するとともに都民の障害者に対する理解の増進を図り、もって障害者の自立の促進に寄与することを目的に各種事業を実施します。 （１）障害者美術展の開催 （２）ふれあいコンサートの実施	都	福祉局
◇障害者芸術活動基盤整備事業 ・障害者の芸術活動の支援拠点を設置し、活動基盤を整備することにより、芸術活動を通じた障害者の社会参加の促進を図ります。	都	福祉局

◇障害者の文化芸術活動の発表の場提供事業 ・障害者の実演芸術分野の発表の機会を定期的に創出し、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーション向上や多様な人々の交流、相互理解につなげます。 都内の障害者団体等を通じて、障害者の実演芸術分野の発表者を募集・選定し、都民ホールにおいて発表会を開催します。	都	福祉局
障害児支援の充実	(実施主体)	(所管局)
◆児童発達支援センターの設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む。） ・地域における障害児支援の中核的施設として、児童発達支援を提供するとともに、地域の障害児やその家族、障害児が通う他の施設・事業所等に対し、専門的支援を行う「児童発達支援センター」が、各区市町村に少なくとも1か所以上設置されるよう、整備を促進します。	区市町村	福祉局
◆保育所等訪問支援の設置促進・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・保育所等訪問支援を全ての区市町村において利用できる体制を構築し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うことにより、保育所等の一般的な子育て支援施設における障害児の受け入れを促進します。	区市町村	福祉局
◆障害児保育を行う区市町村や事業者への支援 ・障害児やアレルギー児などの、特に配慮が必要な児童に対する保育の充実を図るため、地域の実情に応じて保育サービスの向上に取り組む区市町村や事業者を支援します。	区市町村	福祉局
◆早期教育の充実 ・幼稚部を設置している都立聴覚障害特別支援学校で教育相談の一部として早期乳幼児教育相談を実施しています。 ・担当教職員と医師、言語聴覚士、臨床心理士等の外部専門家の連携による指導や、担当教職員に対する専門的見地からの助言を行います。	都	教育庁
◆学童クラブ事業 ・学童クラブにおいて、障害のある子供や医療的なケアを必要とする子供を受け入れるために必要な経費を支援します。	区市町村	福祉局
◆手当の支給 ・心身障害児のいる家庭に対しては、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）、児童育成手当（障害手当）（都）があります。	都 区市町村	福祉局
◇都型放課後等デイサービス事業 ・放課後等デイサービスの質の向上を図るため、経験豊富なコア職員の配置など都が定める基準を満たす事業所に対し、運営等に要する経費の一部を補助します。	都	福祉局
◇地域生活基盤の更なる整備促進 ・全ての障害児を対象に0～2歳の障害児通所支援事業所の利用者負担を無償化します。 ・障害児・者への全身管理を伴う歯科医療を実施する医療機関に対して、必要となる医療機器の調達に要する費用を補助します。	都	福祉局 保健医療局

◇ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） ・学童クラブ待機児童対策計画を策定した区市町村においては小学3年生まで対象とし、障害児については小学6年生まで対象を拡大。また、利用方法のDX化を進めるとともに、障害児・ひとり親家庭の利用上限時間を児童1人当たり年144時間から288時間へ拡充します。	区市町村	福祉局
◇医療的ケア児等の育ちの支援事業 ・医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇5歳児健診に取り組む区市町村への支援 ・子供の特性を早期に発見し、必要な支援につなげるため、5歳児健診に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇聴覚障害児が安心して過ごせる放課後の居場所づくり ・「大塚ろう学校」をモデル校として、空き教室等を活用し、聴覚障害児が安心して過ごせる放課後の居場所づくりを実施します。	都	教育庁
◇障害のある子供に対するICTを活用した教育環境の整備 ・病院内分教室における分身ロボットの配備や病院・施設内分教室及び訪問教育におけるタブレット端末の導入により、ICTを活用し、障害のある子供が自らの状況に応じた学びができるよう取組を展開します。 ・在籍校の同時双方向型の授業とオンデマンド型の授業による学習支援を実施し、長期入院する高校生が遠隔教育により在籍校の単位を修得できるようにする仕組みを構築します。	都	教育庁
◇運動習慣の定着支援・運動機会の創出 ・障害児・者に対し、福祉施設等日中の居場所やスポーツ施設での運動機会を提供するなど、身近な地域におけるスポーツの習慣化を支援します。 ・障害の程度や環境等の様々な要因によりスポーツへのアクセスが難しい障害児・者等に、eスポーツ等を活用して身近な場所でのスポーツ参加を促進します。	都	生活文化スポーツ局
◇盲ろう者支援センターの運営 ・盲ろう者（児）からの相談に応じるとともに、コミュニケーション訓練などを実施し、地域生活支援の充実と社会参加の促進を図る「盲ろう者支援センター」を運営します。	都	福祉局
特別支援教育の充実	(実施主体)	(所管局)
◆就学相談の充実（東京都特別支援教育推進室） ・就学相談の件数が増加し、相談内容が複雑化・多様化している状況にあつて、幼児・児童・生徒一人一人の適切な就学を図るため、就学相談の基本的な考え方や流れ等を説明した「就学相談の手引き」を発行するとともに、区市町村教育委員会の就学相談担当者向けの説明会や早期支援・早期連携を円滑に進めるために就学前機関職員向けの講習会等を実施し、最新の資料及び専門性向上に資する情報提供を図ります。	都	教育庁
◆高等学校等への受入れ体制の整備 ・都立高校等の校舎においては、改築や大規模改修の際に「東京都福祉のまちづくり条例」及び「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」に基づいた整備を行います。 ・障害のある生徒の入学状況を把握し、学校生活に支障がないよう、必要に応じて簡易的なバリアフリー改修工事を実施しています。	都	教育庁 総務局

①エレベーターの新設（新築、改築、大規模改修の際に限る）、②校舎内外の段差解消、③障害者トイレの設置、④廊下・階段の手摺新設、⑤非常用スロープ階段の新設、⑥出入口の扉改造 等)		
◆都立特別支援学校の適正な規模と配置 ・東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画に基づき、都立知的障害特別支援学校の在籍者の増加に対応するため、都立特別支援学校の規模と配置の適正化を推進するとともに、社会状況の変化に適切に対応できるよう、都立特別支援学校に必要な教育環境の向上に取り組みます。 ・あわせて、新たなタイプの学校として生徒全員の企業就労を目指す高等部就業技術科・職能開発科や複数の障害教育部門を併置する学校の設置を進めます。	都	教育庁
◆都立特別支援学校における外部専門家の導入 ・都立肢体不自由特別支援学校に、教員、看護師、学校介護職員（介護の専門家）、外部専門家（理学療法士等）などが連携するチーム・アプローチにより、教員が授業づくりに専念できる体制を整備し、児童・生徒の障害の状態に対応した指導の充実を図ります。 ・都立知的障害特別支援学校において、児童・生徒の社会的自立に向けた指導の充実と教員の専門性の向上を図るため、外部専門家を導入します。	都	教育庁
◆特別支援教育の理解啓発の推進 ・各学校経営支援センターによる理解啓発行事を年1回実施しています。	都	教育庁
◆私立特別支援学校等における特別支援教育への助成 ・私立学校における特別支援教育の振興を図るため、私立特別支援学校、特別支援学級を置く私立小・中学校、障害のある幼児・生徒が在籍する私立幼稚園及び私立専修学校高等課程の設置者に対して助成しています。	都	生活文化スポーツ局
◆特別支援学校における通学支援・医療的ケアの充実 ・医療的ケアを必要とする児童・生徒を対象とする看護師同乗のスクールバスを拡充するとともに、安全な運行をサポートする専任職員を配置します。 ・特別支援学校での人工呼吸器の管理など医療的ケア体制を充実することにより、児童・生徒の安全な学校生活を支援するとともに、付き添いを要していた保護者の負担の軽減を図ります。	都 区市町村	教育庁
◇特別な支援を必要とする児童・生徒への支援体制を推進 ・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごせるようインクルーシブな教育を推進し、教育的ニーズに応える多様な学びの場を整備するため、区市町村立小・中学校において障害のある児童・生徒の日常生活上の介助や学習支援等を行う「インクルーシブ教育支援員」の配置のための支援を行います。さらに、公立小中学校におけるインクルーシブな教育の更なる推進の実効性を高めるために、異校種期限付異動により配置した都立特別支援学校教員の専門性の活用、環境整備のための必要な支援等を行う重点地区を指定するとともに、協議会において事業の検証等を行います。	都 区市町村	教育庁
◇特別支援学校と高等学校等の協働的な取組 ・都立特別支援学校と都立高等学校等が協働して日常的に共に学ぶことができる環境の整備について検討しています。	都	教育庁

◇高等学校における特別支援教育の普及・啓発 ・都立高等学校に在籍している特別な支援を必要とする生徒のために、都立高等学校と都立特別支援学校が連携して情報交換や事例検討を行います。	都	教育庁
発達障害等のある子供・若者への支援	(実施主体)	(所管局)
◆公立学校における発達障害教育の推進 ・東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画及び東京都発達障害教育推進計画に基づき、全ての公立小・中学校への特別支援教室の導入を促進します（小学校は平成30年度全校導入完了、中学校は令和3年度までに全校導入完了予定）。また、都立高校の生徒を対象として、土曜日等に学校外で、民間のノウハウを活用しながらソーシャルスキルの学習等の特別な指導を実施するとともに、平成30年度から、都立秋留台高等学校をパイロット校として、学校内で通常の授業とは異なる、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別の指導を実施しています。	都 区市町村	教育庁
◆発達障害者支援センターの運営（東京都地域生活支援事業） ・発達障害児（者）及びその家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障害に関する各般の問題について発達障害児（者）及びその家族からの相談に応じ、適切な指導又は助言を行うとともに、関係施設との連携強化等により、発達障害児（者）に対する地域における総合的な支援体制の整備を推進します。 （対象）自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢で発現する者のうち、言語の障害、協調運動の障害その他心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害を有する障害児（者）及びその家族	都	福祉局
◆区市町村との連携体制の構築 （１）「エリア・ネットワーク」の定着 ・都立及び区立の知的障害特別支援学校小・中学部設置校を「エリア・ネットワーク」のセンター校に指定し、区市町村における特別支援教育の取組を支援していきます。 ・発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒や保護者に対して、総合的な支援を行うための地域性と専門性を備えたシステムである「エリア・ネットワーク」を定着させ、特別支援学校と区市町村の保健、福祉、労働の関係機関との緊密な連携の充実を図っていきます。 （２）都立特別支援学校のセンター的機能の発揮 ・都立特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能として、幼稚園や小・中学校等への支援、特別支援教育に関する相談・情報提供、幼稚園や小・中学校等の教職員に対する研修協力、障害児（者）の理解啓発、地域の障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供などの機能を発揮し、地域における特別支援教育を推進していきます。	都 区市町村	教育庁
◇SNSを活用した相談対応や助言の実施 ・SNSを活用し、専門性を備えた相談員が、依存症や思春期等のこころの悩みなどについて、相談対応や助言を実施します。	都	福祉局 (再掲)
◇発達検査体制整備 ・発達検査に関連する相談体制、事後のフォロー体制、事前の広報啓発を通じ、誰もが安心して発達検査やその後の支援を受けられるよう、体制整備を実施します。	都	福祉局

◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。	都	生活文化スポーツ局
職業教育の充実	(実施主体)	(所管局)
◆特別支援学校における就労支援 ・都立特別支援学校生徒の自立と社会参加を目指し、都立特別支援学校を卒業する生徒の一層の企業就労を促進するための事業を展開していきます。 (1) 民間の活力による企業開拓等 ・民間の活力を導入し、産業現場等における実習先や雇用先の開拓及び確保を行うとともに、高等部を設置する都立特別支援学校において開拓した企業情報を活用し、就労支援体制の充実を図ります。 (2) 企業向けセミナーの実施 ・企業に対し、障害者雇用への理解啓発、雇用、就業体験の受入れの協力を求めるため、セミナーを実施します。	都	教育庁
◆高等部職能開発科の設置 ・知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした高等部職能開発科を設置します。	都	教育庁
一般就労に向けた支援の充実・強化	(実施主体)	(所管局)
◆区市町村障害者就労支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・障害者の一般就労の機会を広げるとともに、障害者が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供する就労支援機関の設置を進めていきます。 ・福祉施設への働きかけ等を通じた就労希望者の掘り起こしと企業に障害者就労への意識付けを行う「地域開拓促進コーディネーター」の配置を促進します。	区市町村	福祉局
◆障害者就業・生活支援センター事業 ・障害者雇用促進法に基づき、障害者の職業生活における自立を図るため、福祉部門と雇用部門の連携により、生活面の支援と就業面の支援を一体的・継続的に行う「障害者就業・生活支援センター」を設置し、運営を支援しています。	都 国（東京労働局）	産業労働局 福祉局 （再掲）
雇用の場と機会の提供	(実施主体)	(所管局)
◆障害者による地域緑化推進事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・区市町村が、障害者就労支援の一環として、公園等の公共空間における植栽や屋上緑化など、都内の緑を創出する事業に取り組むことを支援します。	区市町村	福祉局

多様な職業訓練・職場実習の機会の提供	(実施主体)	(所管局)
◆東京障害者職業能力開発校における障害者職業訓練の実施 ・職業能力開発センターで訓練を受けることが困難な身体障害者、精神障害者、発達障害者及び知的障害者の職業訓練を実施します。	都	産業労働局
◆障害者職業訓練の地域展開 ・身近な地域での受講機会の拡大を図るため、一般の職業能力開発センターにおいて障害者を対象とした訓練科目を実施します。(城東職業能力開発センター、城南職業能力開発センター、中央・城北職業能力開発センター板橋校)	都	産業労働局
◆障害者の多様なニーズに対応した委託訓練の実施 ・雇用・就業を希望する障害者の増大に対応し、多様な委託先を活用した委託訓練を実施し、身近な地域での障害者の職業訓練機会の拡充を図り、障害者の雇用を促進します。	都	産業労働局
◆重度身体障害者在宅パソコン講習事業 ・在宅の重度身体障害者を対象にインターネット等を利用して在宅のままプログラミングの技術を習得させることにより、パソコンを利用したコミュニケーションや在宅就労を推進するなど、在宅の重度身体障害者の社会参加を支援します。	都	福祉局
◇ソーシャルファーム等に関する普及啓発事業 ・ソーシャルファームの裾野を広げる「TOKYO SOCIAL FIRM ACTION」の取組を実施し、都民や事業者へ向けた普及啓発や情報提供を行い、ソーシャルファーム創設等の更なる気運を醸成し、その取組を都内に根付かせていきます。	都	産業労働局 (再掲)
雇用促進に向けた企業への支援策	(実施主体)	(所管局)
◆東京しごとセンター・障害者就業支援事業 ・「東京しごとセンター」では、障害者就業支援情報コーナーにおいて、障害者就業に関する各種支援事業など情報提供を行います。 ・また、普及啓発のためのセミナーや、中小企業を対象にした障害者雇用に必要な知識やノウハウ等の提供、障害者の職場定着を支援する東京ジョブコーチ支援事業などの各種支援事業を実施します。	都	産業労働局
◆ハローワーク ・更なる障害者雇用の促進が必要な中小企業に重点を置いた事業主指導を展開するとともに、特定求職者雇用開発助成金等の支給などにより、障害者雇用に取り組む企業を支援します。 ・各地域において、ハローワークが中心となり、障害者就労支援機関がチームを組み、個別の障害者の実情に応じた就職支援を行います。 ・障害特性に応じたきめ細かい支援を実施します。 (1) 精神障害者 ・全ハローワークに精神障害者雇用トータルサポーターを配置し、職業カウンセリング等の専門的支援を行うほか、東京障害者職業センター、障害者・就労支援センター、その他の地域の就労支援機関、医療機関等と連携した継続的支援を実施します。 (2) 発達障害者、難治性疾患患者 ・東京都発達障害者支援センター、東京都難病相談・支援センター、東京障害者職業センター等関係機関と連携し、事業主の理解推進を図ります。 ・ジョブコーチ支援、特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）等を活用して就職促進を図ります。	国（東京労働局）	—

◆東京都中小企業障害者雇用支援助成金 ・大企業と比べて障害者雇用が進んでいない中小企業を対象に、雇用拡大と職場定着を促進します。	都	産業労働局
◆障害者の雇用・就労等の促進 ・初めて障害者を雇用する中小企業に対し、採用前から雇用後の職場定着まで、専門家による伴走型の支援を充実します。	都	産業労働局
福祉施設における就労支援の充実・強化	(実施主体)	(所管局)
◆工賃アップセミナー事業 ・福祉施設の工賃水準を向上するため、施設職員の経営意識と利用者のモチベーションを高める研修を実施することにより、工賃向上に向けた気運を醸成します。	都	福祉局 (再掲)
◆受注促進・工賃向上設備整備費補助事業 ・受注機会の増大及び工賃向上を目的とした生産設備の整備に対する補助を行い、就労支援施設で就労する障害者の自立を促進します。	都	福祉局
◆区市町村ネットワークによる共同受注体制の構築 ・各区市町村の就労継続支援B型事業所で構成されたネットワーク、区市町村、企業、その他関係者からなる協議の場を設置し、共同受注体制の構築や民需及び官公需の開拓を行うことで、障害者就労施設における受注拡大及び工賃向上を図ります。	都	福祉局
◆福祉・トライアルショップの展開 ・都内にトライアルショップを開設することにより、就労継続支援B型事業所等の自主製品の普及、販路の拡大及び工賃の向上等を図ります。	都	福祉局
◆経営コンサルタント派遣等事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・都内における作業所等の利用者の工賃アップ、就労意欲の向上を目的として、区市町村が意欲ある事業所に対して経営コンサルタントを派遣する経費、及び事業所が工賃アップに取り組むために必要な経費を補助します。	区市町村	福祉局
◆作業所等経営ネットワーク支援事業（障害者施策推進区市町村包括補助事業） ・作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として、区市町村が地域の複数の作業所等によるネットワークを構築して、受注先開拓、共同受注、共同商品開発、製品の販路拡大等の活動に取り組む場合に補助を行います。	区市町村	福祉局
◆日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援（障害者施策推進区市町村包括補助事業を含む） ・特別支援学校の卒業生等の利用希望に応えるため、多様な日中活動の場（通所施設等）を確保し、必要な支援を提供します。 ①生活介護②自立訓練（機能訓練・生活訓練）③就労移行支援④就労継続支援（A型・B型）	区市町村	福祉局
◇就労継続支援B型事業所マネジメント事業 ・就労継続支援B型事業所が工賃向上を目指す上で抱える様々な課題について、事業所の状況に応じて自ら解決できるよう伴走型支援を実施します。	都	福祉局

◇生産活動に係る営業開拓等支援事業 ・就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて、仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援することで、工賃向上を図ります。	都	福祉局
--	---	-----

1－（４）若年無業者（ニート）、非正規雇用対策

若年無業者（ニート）への就労・職業訓練	(実施主体)	(所管局)
◆地域若者サポートステーション（愛称：サポステ）（厚生労働省認定事業） ・ ニート等の働くことに様々な悩みを抱えている若者が就労に向かうことができるよう、キャリアコンサルタント等が一人一人の状態に合わせて専門的に相談に応じるとともに、コミュニケーション能力向上のための訓練等、職業的自立に向けての専門的相談支援を実施します。 ・ 若年無業者等になることを未然に防止のため学校等関係機関との連携を強化し、在学中から卒業後にかけて切れ目のないアウトリーチ型の支援を実施します。	国（東京労働局）	—
◆東京しごとセンターヤングコーナー「就活アプローチ事業」 ・ 働くことによる社会的自立が必要にもかかわらず、就職活動に踏み出せないでいる若者を対象に、専門スタッフのもとで就労に必要な基礎的訓練と就業体験とを段階的に組み合わせた支援プログラムを実施しています。 ・ 若者の就労支援機関のスタッフ向けセミナーを実施します。	都	産業労働局
正規雇用化のための就労支援	(実施主体)	(所管局)
◆非正規雇用対策の推進 ・ 若者をはじめ非正規雇用者等の正規雇用化、正社員転換を図る多様な施策を展開します。 ・ 正規雇用転換後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して助成金を支給し、非正規雇用者の正社員転換等を促進します。 ・ 若者の正規雇用化を進めるため、セミナーと企業内での実践的な職場実習を組み合わせたプログラムを展開します。	都	産業労働局 （再掲）
◆正社員転換等に取り組む企業に対する経済的支援 ・ 有期契約労働者等の正社員転換等に取り組んだ企業に対して、キャリアアップ助成金を支給し、非正規雇用労働者の正社員化に取り組めます。	国（東京労働局）	—
◆わかものハローワークにおける正社員就職支援 ・ わかものハローワークは、都内3か所（東京（渋谷）・新宿・日暮里）にあります。 ・ 正社員就職を希望する34歳以下を対象として、個別担当者制によるきめ細かな就職支援を行っています。 ・ 各種セミナー、ジョブクラブ（就活応援塾）、オンライン相談等様々な支援メニューがあります。	国（東京労働局）	— （再掲）
◆トライアル雇用制度 ・ ニート、フリーターなどの職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、正規雇用化等の早期実現を図るため、これらの者を公共職業安定所、又は職業紹介事業者の紹介を通じて一定期間試行雇用する事業主に対して助成措置（トライアル雇用助成金）をしています。	国（東京労働局）	—

早期離職防止のための支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京しごとセンター「若者のキャリアデザイン支援」 ・就職活動中から入社3年目までの若者及び企業の育成担当者並びに管理監督者向けにセミナーやプログラム等を開催し、若年者の早期離職の防止を図るとともにキャリア形成を支援しています。	都	産業労働局
◇若者の早期の職場定着を促進 ・東京しごと財団が実施する都の就職支援事業により職業紹介を受けた若者世代の者を正規雇用労働者として採用し、計画的な育成計画の策定や結婚・育児支援制度の整備など採用後も安心して働き続けられる労働環境整備を行った企業に対して、助成金を支給します。	都	産業労働局 (再掲)
人間関係の悩みや漠然とした不安・孤独などの若者総合相談・支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋がります。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)

1－(5) ひきこもりに係る支援

都民及び関係者への普及啓発・効果的な情報発信	(実施主体)	(所管局)
◇ひきこもりへの正しい理解の促進に向けた普及啓発 ・当事者やその家族を含めた社会全体に対し、正しい理解の促進に向けたインターネット広告や交通広告等を行うほか、ひきこもりに関する講演会を実施します。	都	福祉局
◇ひきこもり相談窓口、支援団体等の情報発信 ・ひきこもりで悩んでいる当事者や家族向けに、都及び区市町村の相談窓口や関係機関、支援団体等を紹介するリーフレットを作成・配布するほか、都内の支援団体等が集まり活動内容の発表やブース展示を行う合同説明相談会を開催します。	都	福祉局
一人ひとりの状態・状況に応じた相談支援	(実施主体)	(所管局)
◆ひきこもり相談事業「東京都ひきこもりサポートネット」の運営 ・ひきこもり状態にある本人やそのご家族等を対象に、電話、メール、訪問、来所による相談やピアサポーター（ひきこもりの経験がある方やその家族）によるオンライン相談を実施します。 ・家族支援として家族セミナー・個別相談会を実施します。	都	福祉局
◆「東京都ひきこもりに係る支援協議会」の運営 ・学識経験者、家族会・当事者団体、相談・支援に係わる関係機関や区市町村による「東京都ひきこもりに係る支援協議会」を設置し、当事者・家族の状況に応じた切れ目のないきめ細かな支援の実現に向け、支援の在り方等について検討します。	都	福祉局

◇東京都社会参加等応援事業 ・都が作成した「ひきこもり等のサポートガイドライン」の理念に沿って、都内で相談対応や居場所活動などを行う支援団体等の情報を発信するとともに、当該団体と連携・協働して当事者等をサポートします。	都	福祉局
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋がります。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
身近な地域における支援の充実	(実施主体)	(所管局)
◇区市町村への支援 ・区市町村が、国のひきこもり支援推進事業を開始する際の立ち上げ経費を補助するほか、東京都ひきこもりサポートネットに設置した多職種専門チームが、区市町村における複雑・困難な事例に対し適切に助言するなど、ひきこもり支援の充実に取り組む区市町村を支援します。	都	福祉局
◆地域における若者の自立等支援体制の整備 ・地域のニーズに応じて、区市町村において若者の育成支援施策を円滑に実施できるよう、若者のための相談窓口の設置又は支援事業の新設・拡充を行う区市町村に対して費用の補助を行います。 ・区市町村職員向け情報交換会を実施します。	都	生活文化スポーツ局
◇地域におけるネットワーク構築支援事業 ・区市町村ごとの取組状況や連携の在り方に応じた情報共有及び意見交換、事例検討を実施することにより、各区市町村における連携ネットワークの構築を支援します。	都	福祉局

1－(6) 非行・犯罪に陥った子供・若者への支援

少年非行防止・保護総合対策の推進	(実施主体)	(所管局)
◆補導活動の強化 ・不良行為少年に対する補導活動を強化するとともに、事件の捜査・調査については、少年の特性やその立ち直りに配慮した迅速・的確な対応を推進しています。 ・暴走族をはじめとする非行集団については、取締りの徹底とグループの解体、少年の加入阻止や構成員の離脱支援など、総合的な対策を推進します。	都	警視庁
◆犯罪被害の防止 ・いわゆる「JKビジネス」に関連して生じる諸問題に対し、特定異性接客営業等の規制に関する条例等に基づき、営業の更なる事態把握、行政・司法の両面から取締りの徹底及び教育・啓発活動の強化等を推進します。 ・児童ポルノ事犯や児童買春事犯など悪質性の高い福祉犯の取締りを強化し、被害少年の早期救出及び保護に努めます。	都	警視庁

◆犯罪防止活動 ・重大な犯罪に加担するきっかけになる闇バイトに関わらない、また、暴力団（匿名・流動型犯罪グループ含む）に加わらないための防犯講話を実施するなど普及啓発活動に取り組みます。	都	生活文化スポーツ局 （再掲）
◆セーフティ教室 ・小・中・高等学校において、児童・生徒の健全育成の活性化及び充実を図るとともに、保護者・都民の参加のもとに、家庭・学校・地域社会の連携による非行・犯罪被害防止教育を実施します。	都 区市町村	警視庁
◆第二次東京都再犯防止推進計画に基づく施策の推進 ・令和6年3月に策定した「第二次東京都再犯防止推進計画」に基づき、非行の未然防止はもとより、非行や犯罪に陥った少年が立ち直り、地域社会の一員として社会復帰できるよう、自立のために必要な修学支援、仕事や居場所の確保など、社会での受入れを推進します。	都	生活文化スポーツ局
◆健全育成コンクール ・都内在学の小学生・中学生・高校生を対象とし、非行防止をテーマとした作品のコンクールを開催することで、少年の「犯罪を許さない心」を育むとともに、優秀作品をポスターなどで周知し、犯罪防止の環境整備を推進します。	都	生活文化スポーツ局
万引き防止対策の推進	(実施主体)	(所管局)
◆「子供に万引きをさせない連絡協議会」 ・青少年健全育成団体や教育関係団体等が構成メンバーとなり、子供の非行防止や健全育成に資するため、子供に万引きをさせないために大人にできることを協議します。	都	生活文化スポーツ局 警視庁
◆万引き防止に関する啓発活動 ・都内全小学校の中から子供の万引き防止をテーマとした「健全育成音楽劇」の実施校を選定し、各校や各地域の実態に合わせた内容で開催します。また、万引き防止の啓発リーフレットを作成し、小学生、中学生に配布します。さらに、習得した知識を生かして、児童に万引き防止標語を作成してもらうことで、効果的な啓発を図ります。	都	生活文化スポーツ局
違法薬物の対策強化・医薬品の適正利用	(実施主体)	(所管局)
◆薬物乱用のない社会づくり ・「東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）」を策定し、関係機関と連携して、「啓発活動の拡大と充実」、「指導・取締りの強化」、「薬物問題を抱える人への支援」の3つの柱のもとに、薬物乱用対策を推進しています。 ・危険ドラッグ対策について取組を継続していくとともに、若い世代を中心に大麻の乱用が拡大している実態を踏まえ、青少年に対し大麻の危険性・有害性について啓発を強化していきます。 ・小学校、中学校、高等学校の児童・生徒を対象とした、薬物乱用防止教室、講習会やセーフティ教室の開催に当たっては、キャラバンカーの活用や薬物専門講師の派遣などにより、指導内容の充実を図ります。 ・市販薬を過剰摂取（オーバードーズ）してしまう若年層の拡大を踏まえ、小学生に対して医薬品の効果、副作用、正しい使用方法等を教えるための教材を作成し、薬物乱用防止教室等での活用を周知していきます。また、小学生が医薬品の適正使用を学べる環境を整備するため学習アプリ開発を行います。	国 都	保健医療局 警視庁

・若年層の様々な悩みや生きづらさを考慮し、元薬物依存症者等の実体験をベースにした啓発動画等を活用し、専門機関へ相談することの重要性を啓発していきます。		
◇児童・生徒の薬物乱用防止に関する覚書の締結 ・警視庁と、公益社団法人東京都薬剤師会・公益社団法人日本薬剤師会及び一般社団法人くすりの適正使用協議会の3団体は、児童・生徒の薬物乱用防止活動を効果的に推進していきます。 具体的には、①「～正しい知識で自分を守る～T O K Y O薬物乱用防止教室」の共同実施、②小売店舗等における児童・生徒を薬物乱用から守るための取組の推進、③情報の共有と連携の3本柱で対策を講じていきます。	都	警視庁
相談体制の充実	(実施主体)	(所管局)
◇犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援 ・様々な不安や悩みを抱えて、いわゆる「トー横」に来訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう相談窓口「きみまも@歌舞伎町」を、体制を強化し運営します。	都	生活文化スポーツ局
◇非行に関する相談体制 ・少年自身や非行問題で悩む保護者等からの相談に応じるため、都内8か所にある少年センターにおいて来所・電話相談に対応しているほか、電話による相談窓口「ヤング・テレホン・コーナー」を開設しています。	都	警視庁
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋げます。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
◆東京都子供・若者支援協議会の運営 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を効果的かつ円滑に実施することを目的として、東京都子供・若者支援協議会を運営します。	都	生活文化スポーツ局
雇用対策・就労支援等の立ち直り活動	(実施主体)	(所管局)
◇児童自立支援施設の運営 ・不良行為をなし、又はなすおそれのある児童のほか、環境上の理由により生活指導等を要する児童に対して入所・通所による指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者についての相談援助を行います。	都	福祉局
◆「就労支援」や「生産体験活動」の実施 ・関係機関と連携した就労支援やボランティアと連携した生産体験活動など、非行少年等に対する立ち直り支援活動を実施しています。	都	警視庁

◆協力雇用主制度の普及啓発 ・非行からの立ち直りに関する研修会等において、協力雇用主による講演を実施するほか、法務省作成の協力雇用主制度のリーフレットやアンケート結果を配付し、保護司・民間支援団体・公的機関の職員等が制度や実態を知る機会を作る場を設けています。 ・法務省の依頼により、協力雇用主の登録拡大に向けた広報等への協力を区市町村に呼びかけています。	都	生活文化スポーツ局
◆自治体における就労支援 ・保護観察対象少年を会計年度任用職員として雇用します。 ・総合評価方式における加点制度を措置し、非行少年等の雇用に協力する企業を支援します。	都	生活文化スポーツ局
◆ハローワークによる刑務所出所者等の就労支援 ・刑務所、少年院、保護観察所、更生施設等との連携の下、矯正施設在所中からの就労をめざして、就労支援ナビゲーター等による個別担当制での支援を行うなど、きめ細かい職業相談及び職業紹介等を実施します。 ・保護観察所から提供される協力雇用主情報に基づく求人開拓やトライアル雇用制度の活用等により、就労支援の充実・強化を図ります。	国（東京労働局）	—
非行少年の立ち直りを支援する社会づくり	(実施主体)	(所管局)
◇警視庁と東京都教育庁との連絡会議 ・東京都内における児童・生徒の健全育成及び飛行防止活動を効果的に推進するため、「警視庁と東京都教育庁との連絡会議」を開催しています。	都	教育庁
◆再犯防止に関する研修会 ・立ち直り支援の事例等を紹介する研修会を行うことにより、地域の支援者等の連携強化を図ります。これにより、支援に携わるNPO法人等の民間団体や行政職員等の再犯防止に対する理解を醸成し、裾野の拡大と取組の支援を行います。	都	生活文化スポーツ局
◆“社会を明るくする運動”の推進 ・各種行事において東京都推進委員会委員長（東京都知事）から運動の推進を図るための挨拶を述べるほか、シンポジウムでは職員がパネリストとして出席し同運動に対する都民の意識啓発を行います。	国 都 区市町村	生活文化スポーツ局
◆非行少年・再犯防止支援ガイドブック ・再犯防止に関する知識や支援制度、関係機関を一元化し、保護司、区市町村職員、更生保護・福祉等の関係機関の職員が犯罪をした者等の立ち直りを支援する際の支援力の向上を図るとともに、再犯防止に関する支援ネットワークの基礎を構築します。	都	生活文化スポーツ局
少年鑑別所	(実施主体)	(所管局)
◆少年鑑別所 ・少年鑑別所は、(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設です。	法務省	—

◆鑑別 ・鑑別とは、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識や技術に基づき、鑑別対象者についての非行等に影響を及ぼした資質上及び環境上問題となる事情を明らかにした上、その事情の改善に寄与するため、適切な指針を示すことです。 ・鑑別は、家庭裁判所、地方更生保護委員会、保護観察所の長、児童自立支援施設の長、児童養護施設の長、少年院の長又は刑事施設の長の求めに応じて行います。	法務省	—
◇観護処遇 ・少年鑑別所では、在所者の人権を尊重しつつ、その者の状況に応じた適切な観護処遇を行います。観護処遇とは、少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいいます。観護処遇に当たっては、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働き掛けを行うことによって、その健全な育成に努めています。	法務省	—
◆法務少年支援センター ・少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子供たちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体と連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。 ・また、子供の非行問題などの本人や家族からの相談に対応し、心理学の専門家である職員が保護者に対して今後の子供との接し方を助言したり、子供本人に継続的にカウンセリングを行ったりするなどの援助を行っています。	法務省	—
少年院	(実施主体)	(所管局)
・少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う法務省所管の施設です。 ◆矯正教育 ・少年院においては、設置された矯正教育課程ごとに、当該少年院における矯正教育の目標、内容、実施方法等を定める少年院矯正教育課程を編成しています。その上で、入院してくる少年一人一人の特性及び教育上の必要性に応じ、家庭裁判所、少年鑑別所の情報及び意見等を参考にして個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かい教育を実施しています。 ・少年院では、少年の必要性や施設の立地条件等に応じた特色のある様々な教育活動が行われています。矯正教育の内容は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導から成り立っています。 ・また、円滑な社会復帰を図るため、様々な関係機関と連携を図りながら、在院者の帰住先や就労・就学先を確保するなど社会復帰支援に力を入れています。 ・ゲストスピーカーによる講話や個別指導等を通して、自己の犯罪・非行が与えた被害を直視させ、その重大性や被害者の状況を認識させるとともに、被害者等の心情等を理解させ、自らの責任を自覚し、誠意を持って対応していくための方策について考えさせる指導を実施しています。 ・「特定少年」に対しては、成年であることの自覚及び責任を喚起させ、社会参加に必要な知識の付与等を目的として「成年社会参画指導」を実施しています。	法務省	—

・麻薬、覚醒剤その他の薬物に対する依存等がある者を対象として、薬物の害と依存性を認識させ、薬物依存に至った自己の問題性を理解させ、再び薬物を乱用させないことを目的とした「薬物非行防止指導」を実施しています。		
更生保護	(実施主体)	(所管局)
◆更生保護 ・更生保護は、犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に指導・支援することにより、再犯・再非行を防ぎ、これらの人たちの立ち直りを助ける仕組みであり、保護観察所において、保護司や更生保護施設を始めとする更生保護ボランティアと呼ばれる人たちや、関係機関・団体との幅広い連携によって推進されています。 ・更生保護の内容には、主なものとして、保護観察、応急の救護等及び更生緊急保護、仮釈放・少年院からの仮退院、生活環境の調整、恩赦、犯罪予防活動等があります。	法務省	—
◇更生に向けた指導 ・保護観察所においては加害少年に対し、しよく罪指導等を実施しています。 ・少年院及び保護観察所における一貫した専門的プログラムの実施により、薬物事犯者に対し、薬物依存からの離脱指導をはじめとする再乱用防止のための処遇内容及び方法の充実強化を図っています。	法務省	—
◇就労支援 ・保護観察所では犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、雇用し、又は雇用しようとする協力雇用主制度の拡充に努めています。特に20歳未満で協力雇用主に雇用された人の職場定着を促進するため、面談等の手厚いサポートをしている協力雇用主に対し、就労奨励金の加算を行っています。 ・東京都就労支援事業所が少年院からの出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として行う、就労及び職場定着に向けた支援事業を推進します。	法務省	—
◇地域援助 ・保護観察所では、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人、その御家族や支援者などからの相談を受けて、職員が困りごと・悩みごとを聴き、相談内容に応じて関係機関と連携するなどして必要な情報提供や支援の調整などを行い、地域の中で安心して生活できるようサポートしています（りすたば）。	法務省	—

1－（7）子供の貧困

子供の貧困	(実施主体)	(所管局)
◆子育て家庭に対するアウトリーチ型の食事支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・公的な支援につながない子供がいる家庭や食の支援を必要とする家庭等に、食事の調理を行うヘルパーや栄養士等を派遣し、養育力の向上及び子供の健康の増進を図りながら、家庭の現状と課題を把握し、適切な支援につなげることで、子供の健やかな成長を支援します。	区市町村	福祉局
◆子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局

◆子供の貧困対策支援事業 ・生活に困窮する要支援家庭やひとり親家庭等を必要な支援につなげることを目的に、専任職員を配置し、関係機関との連携強化など子供の貧困対策の推進に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆子育てサポート情報普及推進事業 ・生活に困窮する子育て家庭等を必要な支援につなげることを目的に、子育て支援等の施策の周知を強化することで、子供の貧困対策の効果的な推進を図ります。	都	福祉局
◆子供サポート事業立上げ支援事業 ・生活困窮世帯の子供に対して、支援を実施する民間団体の事業の立上げ等に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆フードパントリー設置事業 ・住民の身近な地域に「フードパントリー（食の中継地点）」を設置し、生活困窮者に対して食料提供を行うとともに、それぞれの生活の状況や食以外の困りごと等について話を聴くことで、現在区市等の相談支援窓口を利用していない生活困窮者を、それぞれの状況・意向に応じた適切な相談支援機関に繋ぐ取組を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局
◆ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 ・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	都	福祉局
◆ひとり親家庭相談体制強化事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆校内寺子屋 ・義務教育段階の基礎学力の定着状況が十分ではない生徒に対して、放課後等に学習の場を確保するとともに、外部人材を活用することにより、個に応じた学習を支援するため、「学力向上研究校」として30校を指定し、実施しています。	都	教育庁 （再掲）
◆私立高等学校等特別奨学金補助事業 ・私立高等学校等に在学する生徒の保護者に対し授業料軽減助成を実施している（公財）東京都私学財団に対して補助します。国の高等学校等就学支援金と合わせて都内私立高等学校平均授業料まで支援しています。	都 公益財団法人私学財団	生活文化スポーツ局 （再掲）
◇子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局 （再掲）

◇子供の多様な体験機会の確保事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・家庭の経済的事情や家族構成に関わらず、全ての家庭の子供や親子が一緒に楽しめるような事業を企画・実施する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇子どもの進路選択支援事業 ・西多摩福祉事務所において、生活保護受給中の子育て世帯に対し、訪問等のアウトリーチ型手法により、学習・生活環境の改善、進路選択や奨学金の活用等に関する相談・助言を行います。	都	福祉局

1－（８）ひとり親家庭に育つ子供への支援

相談体制の整備	(実施主体)	(所管局)
◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・区部にあるひとり親の総合支援拠点に加え、新たに多摩地域に総合支援拠点を設置します。また、ひとり親同士の情報交換の場として、ひとり親グループ相談会を実施します。 ・ひとり親家庭の生活相談・養育費相談・離婚前後の法律相談・親子交流支援事業、離婚前後の親支援講座、ひとり親への支援を行う相談支援員研修を実施します。	都	福祉局
◆ひとり親家庭等生活向上事業 ・ひとり親家庭及び寡婦が生活の中で直面する諸問題の解決を図るため、家計管理等の講習会、民間事業者を活用した訪問相談、子供の生活・学習支援など、地域での生活を総合的に支える事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆生活困窮者自立支援事業 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）が自立相談支援機関窓口を設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、自立に向けたプランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行います。	区市、 町村は都	福祉局
◆配偶者暴力のある家庭の子供に対する講座の実施 ・こころの傷の回復を側面から支援するため、遊びなども取り入れて友達とコミュニケーションの取り方などを継続的に学習する講座を実施します。	都	生活文化スポーツ局
◆ひとり親家庭相談体制強化事業<子供家庭支援区市町村包括補助事業> ・就業等の理由により、平日や日中の時間帯に相談できないひとり親の困難な状況を解消するために、土日・夜間の窓口開所や、SNS等を活用した対面相談以外の相談を実施するなど、ひとり親がより相談しやすい体制の強化を図る区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
就業支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都ひとり親家庭支援センター事業 ・ひとり親家庭の就業による自立を支援するため、就業相談等事業（就業相談、就業促進活動、相談支援員研修会）、キャリアアップ支援、就業支援講習会、就業情報提供事業を行います。 ・親への支援と併せ、子供の希望や適性などを踏まえたキャリアカウンセリングや求人情報の提供、小論文・作文対策など、子供に対しても丁寧な就業支援を実施します。	都	福祉局 (再掲)

◆在宅就業推進事業 ・ITを活用した在宅就業を希望するひとり親に対し、業務の開拓や、受発注・納品等のサポートを行うことにより、円滑に在宅就業に従事できるよう支援します。	都	福祉局
◆ひとり親家庭への相談窓口強化事業 ・福祉事務所に就業支援専門員を配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行います。	区市、町村は都	福祉局
◆東京しごとセンター事業 ・一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行い、就職活動を支援します。 ・「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、きめ細かい再就職支援を行います。 ・都内各区市町村において、キャラバン型のセミナー及び就職相談を実施するとともに、セミナー等受講後、ひとり親の方などきめ細やかな支援を望む女性を想定し、飯田橋及び多摩においてキャリアカウンセリング機能を強化します。 ・経済的困難を抱える女性等にアウトリーチでアプローチし、就職相談会やセミナー等を通じて東京しごとセンターの就労支援につなげることで、女性の就職・正規雇用化を後押しします。	都	産業労働局
◆マザーズハローワーク事業 ・仕事と子育ての両立を目指す方への就職支援を行っています。 ・子育てをしながら就職を希望している方に対して、キッズコーナーを設置するなど、子供連れで来所しやすい環境を整備し、仕事と子育ての両立がしやすい求人情報提供や職業相談等、総合的な支援を行います。	国（東京労働局）	—
◆公共職業訓練の実施 ・職業能力開発センター等において、求職者等を対象として職業に必要な知識・技能を習得させるため、職業訓練を実施します。	都	産業労働局
◇ひとり親向け就業支援の実施 （成長産業分野へのキャリアシフト等支援事業「ひとり親向け就業支援コース」） ・PCやWi-Fiを無償で貸与し、eラーニング等により、デジタルスキルや柔軟な働き方が可能な業種のスキルの習得及び就職支援を一体的に行うことで、ひとり親の方々のキャリア形成や就職活動を支援します。	都	産業労働局
◆母子・父子自立支援プログラム策定事業 ・児童扶養手当を受給しているひとり親家庭の職業的自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラム策定員により、就業に結びつく支援を行う事業について、全区市での実施を支援します。	区市町村	福祉局
◆生活保護受給者等就労自立促進事業 ・生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業による支援を受けている生活困窮者（住居確保給付金受給者を除く。）等（以下「生活保護受給者等」という。）を対象として、公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）本所等の施設内での就労支援を実施するほか、地方公共団体にハローワークの常設窓口の設置又は地方公共団体への巡回相談の実施などワンストップ型の支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等について、ハ	区市、町村は都 国（東京労働局）	福祉局

ローワークと地方公共団体が一体となったきめ細やかな就労支援を推進することにより、生活保護受給者等の就労による自立を促進します。		
◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭の親の経済的自立を図るため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受け、これを修了した際に受講費用の一部を支給するとともに、合格した場合にも受講費用の一部を支給する事業について、全区市町村での実施を推進します。	区市、町村は都	福祉局（再掲）
◆母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、教育訓練を受講した場合に、その経費の一部を給付する事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都	福祉局
◆母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・母子家庭の母又は父子家庭の父の就労につながる資格取得を促進するため、養成機関で修業している一定の訓練期間にかかる訓練促進給付金を支給して、負担の軽減を図る事業について、全区市町村において取り組みます。	区市、町村は都	福祉局
子育て支援・生活の場の整備	(実施主体)	(所管局)
◆ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ひとり親家庭になって直後の生活の激変や就職活動等の理由により、家事や育児等の日常生活に支援が必要なひとり親家庭に対して、ホームヘルパーを派遣する市町村を支援します。	区市、町村は都	福祉局
◇ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用促進事業 ＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・ひとり親家庭に家事・育児サービスを行うためのホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」の広報や、支援者の質向上及びひとり親家庭への理解を深めるための研修を実施する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援） ・就学前の児童の保護者等が都の認定を受けたベビーシッター事業者を利用する場合の利用料等の一部を補助します。 ・学童クラブ待機児童対策計画を策定した区市町村においては小学3年生まで対象とし、障害児については小学6年生まで対象を拡大。また、利用方法のDX化を進めるとともに、障害児・ひとり親家庭の利用上限時間を児童1人当たり年144時間から288時間へ拡充します。	区市町村	福祉局（再掲）
◆生活困窮者自立支援法に基づく子供の学習・生活支援 ・生活困窮者自立支援法に基づき、福祉事務所設置自治体である区市（町村は都）において、生活困窮世帯の子供に対する学習支援や保護者も含めた生活習慣・育成環境の改善に関する支援を行います。	区市、町村は都	福祉局（再掲）
◆受験生チャレンジ支援貸付事業 ・学習塾等の費用や、高校・大学などの受験費用について貸付を行うことにより、一定所得以下の世帯の子供たちを支援しています。高校・大学などへの入学等、一定条件を満たした場合は申請により、償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局（再掲）

◆被保護者自立促進事業 ・生活保護法による被保護者に対して、その自立支援に要する経費の一部を支給し、もって本人及び世帯の自立の助長を図る。※このうち、次世代育成支援のメニューとして、小1～高校生の学習環境整備支援費（塾代）、大学等進学支援費（大学等受験料）等を補助しています。	区市、町村は都	福祉局 （再掲）
◆都営住宅の優先入居 ・ひとり親家庭の生活の場を確保するため、都営住宅空き家の当せん倍率の優遇制度、ポイント方式による空き家住宅募集、母子生活支援施設退所者向け特別割当等により、住宅を提供します。	都	住宅政策本部
◆公社住宅における入居機会の確保 ・（ひとり親世帯への支援）住宅問題の解消に向け、東京都住宅供給公社と自治体が連携し、相談会を開催。本来、月収として含まない「児童育成手当」「児童扶養手当」「児童手当」を、月収額に合算して収入審査を実施（児童手当の月収合算は、すべての子育て世帯に適用）。あき家先着順募集の一部住宅において、「子どもが18歳になる年度の末日まで」又は「3年間」対象住戸の家賃を20%引きします。 また、契約始期日から1か月間の家賃を無料にします。	東京都住宅供給公社	住宅政策本部
◇公社住宅における子育て世帯への入居支援 ○優先入居の実施 ・子育て世帯の入居機会を確保し、居住の安定が図られるよう、新築募集における「子育て世帯倍率優遇制度」、空き家先着順募集における「子育て世帯等優先申込制度」の利用を促進します。 ○近居の支援 ・世代間で助け合いながら安心して生活できるよう、子育て世帯が親族の近くに住む近居を支援するため、新築募集における「近居世帯倍率優遇制度」とともに、一部住宅の空き家募集において事前に登録することで優先的に入居できる「近居であんしん登録制度」及び家賃を一定期間割引する「近居サポート割」を実施します。 ○子育て世帯 住まい相談窓口の設置 ・子育て支援メニューや各自治体と連携した公社住宅の募集情報の紹介などの子育て関連情報を提供します。	東京都住宅供給公社	住宅政策本部
◆住宅確保要配慮者に対する居住支援の推進 ・子育て世帯を含む住宅確保要配慮者の居住の安定を図るため、入居を拒まない民間賃貸住宅の登録を促進するとともに入居者への家賃債務保証や入居に係る情報提供、相談、見守り等の生活支援を行う居住支援法人の指定を進めます。 また、地域の実情に応じたきめ細かな支援を担う区市町村に対して、広域的な立場から全国の協議会の取組事例等の情報提供や活動に対する支援を行うなど、区市町村協議会の設置を推進します。	都	住宅政策本部
◇子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅の供給 ・金融スキームの活用 ファンドへの出資を通じて、子育て世帯等が住みやすいアフォーダブル住宅を提供します。 ・空き家の有効活用 区市町村と連携し、空き家を地域資源として活用し地域の課題解決に取り組む民間事業者等に対して、ひとり親世帯等を対象としたシェアハウスへの改修に係るメニューを新たに設けるなど、取組を後押しします。 ・開発と合わせた導入	都民間	スタートアップ・国際金融都市戦略室 都市整備局 住宅政策本部

都市開発諸制度等による開発と合わせたアフォーダブル住宅の導入に向けた促進策を検討します。 ・多摩ニュータウンのまちづくり 子育て世代に選ばれ、ライフステージに合わせて、空き住戸の活用など多様な住まいの供給を促進します。		
◆母子生活支援施設等の支援力の向上 ・母子生活支援施設等における支援の核となる基幹的職員を育成するとともに、各職種の職員に対し、専門性向上やスーパーバイズ等実践的な技術の習得等を支援します。 ・母子生活支援施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの充実と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。また、母子生活支援施設等における実習体制等を充実させることにより、職員の人材確保を図ります。	都	福祉局
◆施設に入所する子供の自立支援の充実 ・養育環境により、十分な学習機会が確保されていない小学生から高校生までの児童に対し、標準的学力を備えさせ、退所後の自立のための学習支援の充実を図ります。	都	福祉局
◆ひとり親家庭向けポータルサイトの創設 ・国、都、区市町村や民間支援機関等が実施しているひとり親家庭を対象とした支援施策等について、横断的に検索できる総合情報サイトを開設します。	都	福祉局 (再掲)
◇東京みんなでサロン事業 ・都営住宅の集会所等を活用して、区市町や社会福祉法人、NPO 等の地域の様々な主体と連携し、子ども食堂など多彩なプログラムを通して参加者が交流できる「東京みんなでサロン」を都内各地で展開します。	都	住宅政策本部 (再掲)
◇若年夫婦・子育て世帯への入居機会の確保 ・若年夫婦・子育て世帯（ひとり親世帯含む）向けに、一般募集とは別枠で行う入居期間を10年（ただし、10年経過した時点で子がいる場合は、末子の高校修了期まで延長）までとする期限付きの入居者募集方式である「都営住宅定期使用住宅募集」や、入居期限のない「若年夫婦・子育て世帯向（ひとり親世帯含む）」の毎月募集を通して、若年夫婦・子育て世帯の入居の機会を確保します。	都	住宅政策本部
◇小学校就学前の子育て世帯への入居機会の確保 ・都営住宅において、小学校就学前の子供が2人以上いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施します。 また、18歳未満の児童が1人または2人いる世帯を優遇抽せん制度により優先的に都営住宅に入居できるよう、入居者の選定を実施します。	都	住宅政策本部
◇広報・普及啓発 ・ひとり親家庭等に向けた支援・制度等の有益な情報をまとめたポータルサイト「シングルママ・シングルパパくらし応援ナビ Tokyo」を運営・周知します。	都	福祉局

経済的支援	(実施主体)	(所管局)
◆児童扶養手当・児童育成手当・母子及び父子福祉資金貸付 ・ひとり親家庭に対する児童扶養手当の支給、児童育成手当の支給により、ひとり親家庭を経済的に支援します。 ・ひとり親家庭等に対し、母子及び父子福祉資金の貸付けを実施し、ひとり親家庭等を経済的に支援します。	・区市、町村は都 ・区市町村 ・都、区市	福祉局
◆ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の自己負担分の助成を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆自立援助促進事業 ・児童養護施設等または母子生活支援施設や婦人保護施設を退所し、就職や進学をする際、又はアパートなどへ入居する際に、他の援助を期待できない場合に、施設長が身元保証や連帯保証を行うことにより、社会的な自立を促進します。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局
◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局
◆ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業 ・高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ります。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局 (再掲)
◇養育費の確保に向けた支援 ・養育費立替保証に係る支援、公正証書等による債務名義の作成補助、戸籍抄本等の書類取得補助、その他先駆的な取組（裁判外紛争解決手続（ADR）の利用に係る支援等）の実施に係る経費に加え、共同親権の導入及び法廷養育費制度の創設に対応する経費を負担する区市（町村部については都が実施）を支援します。	区市、町村は都	福祉局

1－（９） 自殺対策

相談・支援の充実による自殺防止	(実施主体)	(所管局)
◆東京都自殺相談ダイヤル～こころといのちのほっとライン～ ・自殺防止専用の相談電話を設置し、自殺の悩みを抱える人の相談に応じるとともに、各分野の専門相談機関と連携し、相談者への支援を行います。	都	保健医療局
◆こころといのちの相談・支援 東京ネットワーク ・自殺の背景には様々な問題があるため、自殺の危険性の高い人が、悩みに応じた適切な相談・支援を受けられるよう、相談機関・関係団体によるネットワークを構築しています。	都 区市町村	保健医療局
◆自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成） ・自殺の危険性の高い人の早期発見・対応を図るため、職場や地域などで自殺の危険を示すサインに気づき支援する役割が期待される人材を養成します。	区市町村	保健医療局

◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋がります。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
◆SNS自殺相談 ・若年層に対する自殺対策を強化するため、SNSを活用した自殺相談を実施します。	都	保健医療局
◇地域自殺対策強化事業 ・自殺対策に資する居場所づくりや自死遺族等への支援等、自殺対策に取り組む民間団体等の取組を東京都地域自殺対策強化補助事業等により支援します。	都	保健医療局
◇悩みを抱える方を早期に適切な支援窓口につなげる取組の実施 ・インターネットの検索連動型広告を用いて、悩みを抱える方を都ホームページ「東京都こころといのちのほっとナビ〜ここナビ〜」に誘導する取組を推進し、自殺予防のための相談窓口や、悩みや居住地に応じた適切な専門相談機関につなげる取組を実施します。	都	保健医療局
◇児童・生徒への相談窓口の周知の強化 ・児童・生徒の自殺は長期休業明け前後に多い傾向があることから、自殺の予防に関する様々な相談窓口の情報を掲載した普及啓発資材を長期休業明け等の時期を捉えて、学校等を通じて配布します。	都	保健医療局
◆子供を守る地域ネットワーク巡回支援事業＜子供家庭支援区市町村包括補助事業＞ ・児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応を目的に、地域の小・中学校や子育て支援施設等の関係機関を巡回・支援するチームを設置し、課題や不安を抱える家庭等の情報収集を行い、早期に必要な支援につなげる取組を行う区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆「SOSの出し方に関する教育」の推進 (1) DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」 ・「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」(平成30年2月 東京都教育委員会)等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動(ホームルーム活動)、保健体育(保健分野)等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。 (2) 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」 ・子供が悩みを抱えたときに助けを求めること等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。	都	教育庁

◇大学等における自殺対策推進のための支援 ・大学等の講義やガイダンスで活用可能なメンタルヘルスケア等の知識付与・実践に資する動画コンテンツを作成し、大学等における自殺対策を支援します。	都	保健医療局
自殺未遂者に対する支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都自殺未遂者対応地域連携支援事業～東京都こころといのちのサポートネット～ ・救急医療機関に搬送された自殺未遂者の自殺再企図を防止するために、相談・支援窓口を設置し、地域の医療・保健・福祉など必要な支援につなげます。また、この窓口の子供サポートチームを設置するほか、学校や地域の支援機関に対し、子供の自殺に対する理解や対応力向上に関する研修を実施するなど、自殺リスクの高い子供への支援を強化します。	都	保健医療局

1－(10) 居場所のない子供・若者

居場所のない子供・若者への支援	(実施主体)	(所管局)
◇子供・若者自立等支援体制整備補助事業 ・区市町村が、子供・若者のための居場所を新規に又は既存事業を拡充して整備する事業のうち、19歳以上の若者を対象に含む居場所を新たに設置する場合、補助率・補助上限額の引き上げ等を行います。	都	生活文化スポーツ局
◇犯罪被害等のリスクを抱える青少年・若者への支援 ・様々な不安や悩みを抱えて、いわゆる「トー横」に來訪する青少年・若者が犯罪被害等に巻き込まれることのないよう相談窓口「きみまも@歌舞伎町」を、体制を強化し運営します。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
◇若者をサポートするポータルサイト「若ぽた+」の運営 ・悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイトを運営し、都内の様々な民間支援団体と連携して、住む場所にかかわらず誰もが利用できる居場所の情報を充実させていくとともに、団体からのメッセージや利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っていきます。	都	生活文化スポーツ局
◇子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」(拠点)を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇子供若者シェルター・相談支援事業 ・家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所(子供若者シェルター)を確保する取組に対して支援します。	都	福祉局

1－(11) ヤングケアラー

ヤングケアラーへの支援	(実施主体)	(所管局)
◇ヤングケアラー普及啓発事業 ・ヤングケアラーについて認知し理解を深めてもらうため、制作した専用ホームページ「ヤングケアラーのひろば」を戦略的に広報するなど、普及啓発を実施します。	都	子供政策連携室

◇ヤングケアラー支援マニュアルの改訂 ・ヤングケアラー支援についての法制化等を踏まえ、2022 年度に作成した関係機関向けの支援マニュアルを改訂します。	都	福祉局
◇ヤングケアラー支援事業 ・児童・介護・医療・障害・教育分野等の多機関連携促進のため、ヤングケアラー支援推進協議会の設置・運営を行います。	都	福祉局
◇東京都ヤングケアラー・コーディネーター配置促進事業 ・関係機関の連携をより一層推進し、ヤングケアラーを早期に把握し支援につなげることができるよう、関係機関と支援者団体等のつなぎ役となるヤングケアラー・コーディネーターの配置といった区市町村の取組を支援します。	都	福祉局
◇東京都ヤングケアラー相談支援等補助事業 ・相談のしやすい場の整備として、ピアサポート等の悩み相談、家事支援ヘルパー派遣等を行う団体、悩みや経験を共有するオンラインサロンを設置運営する団体を支援するヤングケアラー相談支援等補助事業を実施していきます。 ・さらに、18 歳以上のヤングケアラーを支援するための人員増配置分に対する上乗せ補助を実施していきます。	都	福祉局 生活文化スポーツ局
◇ヘルパー人材の確保 ・ヘルパー人材の確保に向け、都内共通カリキュラムを策定します。	都	福祉局
◇ヤングケアラー・コーディネーターの配置 ・東京都若者総合相談センター「若ナビα」を 18 歳以上のヤングケアラー等からの一次的な相談窓口として新たに位置付けることに伴い、ケアラー等を区市町村や関係機関等に繋ぐほか、相談情報の収集・分析や、研修等を通じて相談員の育成を行う専門職を配置します。	都	生活文化スポーツ局
◇子供・若者自立等支援体制整備補助事業 ・区市町村が、子供・若者のための居場所を新規に又は既存事業を拡充して整備する事業や区市町村職員対象の研修等を通じて、引き続き、子供・若者総合相談センターや子供・若者支援地域協議会の区市町村による設置についても支援していく。	都 区市町村	生活文化スポーツ局 (再掲)
◇若者をサポートするポータルサイト「若ぽた+」の運営 ・悩みを抱える若者が、自分に合ったサポートや居場所を、スマートフォン等で、いつでも気軽に検索できるポータルサイトを運営し、18 歳以上のヤングケアラーへの支援を行っている民間団体と連携し、支援団体の取組や利用者の声を動画等で分かりやすく紹介する等の情報発信を行っています。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
◇就労支援 ・家庭と仕事の両立支援ポータルサイトにおいて、働くヤングケアラーに向けた企業の取組事例や両立体験談等を掲載します。	都	産業労働局
◇学校内外における居場所づくり ・都立のチャレンジスクール（2 校）に校内居場所カフェを設置します。 ・区市町村への補助や NPO 等の活用により、学習支援や食事提供、就労支援等を行う地域における居場所を設置します。	都	教育庁 福祉局 (再掲)

◇スクールソーシャルワーカー等の活用 ・学校において、いじめや不登校、暴力行為、ヤングケアラー等の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーの配置を希望する区市町村への補助を実施します。 ・ユースソーシャルワーカーを継続して派遣する都立学校を拡充します。	都	教育庁
◇アプリを活用した生徒の健康管理 ・学校が生徒の心身の健康状態を日常的・継続的に把握することにより、支援が必要な生徒を早期発見し、必要に応じて面談を行うなど、生徒への支援を実施します。	都	教育庁 (再掲)
◇「SOSの出し方に関する教育」の推進 (1) DVD教材等を活用した「SOSの出し方に関する教育」 ・「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」(平成30年2月 東京都教育委員会)等を活用した「SOSの出し方に関する教育」の授業を、学級活動(ホームルーム活動)、保健体育(保健分野)等の学習と関連させ、各学校でいずれかの学年において年間1単位時間以上実施します。 (2) 全ての子供たちを対象とした「SOSの出し方に関する教育」 ・子供が悩みを抱えたときに助けを求めること等の指導は、校長講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などに、全ての子供を対象に毎年度繰り返し実施します。	都	教育庁 (再掲)
◇啓発資料の作成・周知 ・令和4年6月に教職員向けデジタルリーフレット「キーワード『見付けてつながぐ』ヤングケアラーを支援するために」を作成し、ヤングケアラーへの支援における学校の役割や具体的な取組等の周知を図っています。 また、長期休業期間前には、児童・生徒に向けた相談窓口一覧を配布し、子供たちが不安や悩みがある場合、教職員等に相談するとともに、学校外の相談窓口を利用できるよう周知しています。	都	教育庁

1－(12) 困難な問題を抱える若年女性への支援

相談等支援	(実施主体)	(所管局)
◇女性相談支援センターにおける相談の実施 ・女性相談支援センターにおいて、状況に応じて相談しやすい方法を選択できるよう、電話や来所等に加えてSNSを活用した相談を実施し、関係機関等と連携して対象者に適切な支援を提供します。	都	福祉局
◇若年被害女性等支援事業 ・民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、様々な困難な問題を抱えた若年女性を早急に把握し、必要な支援につなげるとともに、安全・安心な一時的な居場所での食事の提供など日常生活上の支援、不安や悩み事に対する相談支援を行います。	都	福祉局
◇「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」 ・予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぽ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。	都	福祉局

◇妊娠・出産に関する相談 ・妊娠・出産に関する様々な悩みについて、看護師等の専門職が電話やメールでの相談に対応し、悩みを抱える妊産婦を孤立させずに適切な支援につなげます。また「妊娠したかも？」という悩みや疑問にチャットボット形式で対応します。	都	福祉局
◇18歳未満の妊産婦への支援 ・18歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。	都	福祉局
◇女性自立支援施設における支援 ・女性自立支援施設においては、日常生活又は社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性を対象に、心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助や自立のため支援等を、本人の意向を踏まえて行います。特に妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います。	都	福祉局

1－(13) 特に配慮が必要な子供・若者への支援

① 外国人等

就学相談	(実施主体)	(所管局)
◆就学支援 ・就学年齢に達した外国籍の子供や帰国児童・生徒で、日本語指導が必要な児童・生徒に対しては、日本語学級などにおいて、一人一人の日本語の習熟に応じた日本語指導を行います。 ・区市町村教育委員会等と連携し、外国人の子供が円滑に就学するために必要な情報提供等を支援します。	都 区市町村	教育庁
児童・生徒相談等（東京都教育相談センター等）	(実施主体)	(所管局)
◆通訳を介した外国人児童・生徒の高校等進路・教育相談の充実 ・英語、中国語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、電話及び来所での相談に対応します。 ・日本の学校制度に関すること、就学や都立高校への入学に関すること、学校での生活適応に関すること等の教育相談に対応します。	都	教育庁
◆土曜来所相談 ・中国語、英語、韓国・朝鮮語の通訳を配置し、進路に係る個別相談会を行います。	都	教育庁
◆外国人児童・生徒 ・生徒相談に係る情報の提供・区市町村等の外国人相談窓口の調査を行い、地域に応じた情報提供を行います。 ・都立高等学校の入試に関する情報をホームページに掲載しています。 「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」（中国語版、英語版、韓国語版）	都 区市町村	教育庁
◇子供・子育てメンター“ギュッとチャット” ・「子育てのつながり創出」の子供・子育てメンター“ギュッとチャット”において、日本語を母語としない子供や保護者がチャットで気軽に相談できるよう多言語対応を実施します。	都	子供政策連携室

・多様な相談相手（心理士、保健師等の専門職、元教員、子供と年齢の近い若者等）に継続的に相談が可能です。		
◇日本語を母語としない子どもへの支援 ・区市町村が、日本語を母語としない子ども等とその保護者の様々な困りごと（学校や生活全般の悩み等）に寄り添う「多文化キッズコーディネーター」を配置する取組に対して補助を行います。	区市町村	生活文化スポーツ局
◇多文化キッズサロン設置支援事業 ・日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援します。	区市町村	子供政策連携室
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋がります。	都	生活文化スポーツ局 （再掲）
日本語指導等の充実	(実施主体)	(所管局)
◇「日本語指導推進ガイドライン」の作成及び活用促進 ・都内の外国人生徒等教育の基本的な方針や外国人生徒等に関する諸課題への解決策を示した教員向け指導資料「日本語指導推進ガイドライン」に基づいた日本語指導の事例を収集し、発表会等を通じて教員の資質・能力の向上のため、共有を図ります。	都	教育庁
◇アセスメントの実施支援 ・児童・生徒の実態に応じた支援につなげるため、義務教育段階の児童・生徒を対象に実施する「対話型アセスメント」について、都が人材育成等により、区市町村への導入を支援します。 ・都立高校の生徒を対象に、オンラインテストによって日本語能力を測定するアセスメントを実施します。	都	教育庁
◇春期・土曜日本語講座 ・高校入学時点で日本語の能力が入門・初級レベルの都立高校の新入生を対象に、春期・土曜に4か国語（英語・中国語・ネパール語・日本語）で、日本語を学習する講座を実施し、教科の学習につながる日本語を早期に学習開始し、高校生活を円滑に開始できるよう、中学から高校への接続を支援します。	都	教育庁
◆日本語指導のための教材の充実 ・日本語指導のための教材「たのしい がっこう」の改訂・充実を図り、ホームページへの掲載を継続するなどし、公立学校における日本語指導が必要な児童・生徒に対する日本語指導の充実に向け、都立学校や区市町村教育委員会の取組を支援します。	都 区市町村	教育庁

◆都立高校における教育の充実 ・外国人生徒の受入体制の充実を図るため、日本語指導が必要な外国人生徒の実態を把握するとともに、「在京外国人生徒等対象」の入学者選抜の適切な募集枠を検討していきます。 ・学校設定教科・科目、取り出し授業（習熟度別授業）等学習支援を受けることができるようにしています。 ・日本語指導と教科指導を統合し、外国人生徒が学習活動に参加する力を育成していきます。 ・日本語指導が必要な外国人生徒等に対し、外部人材等を活用した支援を行います。	都	教育庁
◇日本語指導が必要な生徒に対する入試相談の体制強化 ・「在京外国人生徒等対象の入試の説明・相談会」を開催します。 ・都立高校合同説明会において、日本語指導が必要な生徒等のための相談ブースを設置します。	都	教育庁
◇都立高校入試に関する案内冊子等の多言語化 ・都内中学3年生に向けて配布している冊子「東京都立高等学校に入学を希望する皆さんへ」を5か国語（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語）に翻訳し配布するとともに、都教育委員会ホームページにも掲載します。 ・都立高校入試（推薦入試、一般入試（第一次募集・分割前期募集）、海外帰国生徒対象の入試）において、インターネットを活用した出願のための手引を5か国語に翻訳し配布するとともに、都教育委員会ホームページにも掲載します。	都	教育庁
◇高校生に向けた就労支援 ・東京労働局と連携し、高校生のための合同企業説明会の開催について周知します。 ・就職未内定者に対して、各学校が管轄のハローワークと連携した支援を継続するよう周知します。	都	教育庁
◆定住外国人の若者の就職等の促進 ・定住外国人の就職を促進するため、専門相談員や通訳を活用した職業相談等を実施しているほか、職場における日本語コミュニケーション能力の向上等を目的として研修などの支援を行います。	国（東京労働局）	—
◇地域日本語教育の推進 ・日本語教育を通じて、外国にルーツをもつ人々と地域とのつながりをはぐくむことができるよう、区市町村等の地域日本語教育の体制整備を行います。	都 区市町村	生活文化スポーツ局
◇ダイバーシティ教育の推進 ・在京外国人生徒等対象の入試実施校のうち、新設する4校を「ダイバーシティ推進校」として指定し、日本語指導が必要な生徒支援の拠点校とするとともに、日本語指導が必要な生徒が在籍する他校を支援します。 ・ダイバーシティ推進校では、国籍を問わず多様な生徒がともに学ぶ環境の特徴を生かし、ダイバーシティ教育を推進します。	都	教育庁 （再掲）
◇異文化を尊重する態度等を育成するための教育の充実 ・学校において、広い視野を持ち、異文化を尊重する態度や異なる習慣・文化を持った人々と共に生きていく態度を育成するための教育の充実を図っています。	都	教育庁

② 難病等

相談支援体制	(実施主体)	(所管局)
◆小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 ・慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。	都	福祉局
◇医療的ケア児等の育ちの支援事業 ・医療的ケア等により保育所等を利用することができない児童に対し、保護者の就労等の有無にかかわらず、居宅等で保育し、保護者以外との関わりの中で、非認知能力の向上など子供の健やかな成長を図ります。	区市町村	福祉局 (再掲)
◆病院内教育 ・都立特別支援学校では、病院に入院している児童・生徒が、入院期間中の学習の遅れを取り戻すことや、病気に立ち向かう意欲を育むことなどができるよう、病院内に設置された「分教室」や、教員が病院を訪問して教育を行う「病院内訪問」により、病院内教育を行います。	都	教育庁
◆難病相談・支援センターの運営 ・都内3か所に「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」、「東京都難病ピア相談室」を設置し、地域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行っています。「東京都難病相談・支援センター」、「東京都多摩難病相談・支援室」では、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者就労コーディネーターによる就労相談等様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を行います。「難病ピア相談室」では、ピア相談員（難病患者や家族）が、ピア相談を行っているほか、患者家族・交流会を実施しています。	都	保健医療局
◆特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） ・難病のある方は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限や困難に直面していますが、事業主においては、難病のある方の雇用経験が少ないことや、難病のある方について職務遂行上障害となる症状などが明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にあります。 ・こうした状況から、当助成金は難病のある方を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握、報告する事業主に対して助成を行い、難病のある方の雇用を促進し、職業生活上の課題を把握することを目的としています。 ・難治性疾患患者をハローワーク等の職業紹介により、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主に対して助成します。	国（東京労働局）	—
◇東京都難病・がん患者就業支援奨励金 ・難病やがん患者の治療と仕事の両立に向けて積極的に取り組む企業を支援するため、奨励金を支給します。	都	産業労働局
◆難病患者就職サポーター ・ハローワークの障害者の専門援助窓口に「難病患者就職サポーター」を配置し、難病相談・支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的な就労支援を行っています。	国（東京労働局）	—

③ 性自認及び性的指向に関して困難を抱える若者への支援

相談支援体制	(実施主体)	(所管局)
◆性自認及び性的指向に関する専門相談（電話・SNS） ・性自認及び性的指向に係る様々な問題について、当事者やその家族等から相談を受け付け、助言の実施又は適切な支援機関に繋ぐことにより、性自認及び性的指向に関する相談者の悩みや不安の解消を図ります。	都	総務局
◆交流の場・機会の提供 ・自らの性のあり方に悩み戸惑う当事者が、生き方のヒントを得ることができるよう、若年層を中心とした当事者が集い、交流できる場・機会を提供します。	都	総務局
◆東京都若者総合相談センター「若ナビα」の運営 ・若者を対象とした電話、メール、SNS、チャットボット及び面接による総合的な相談窓口として、人間関係や仕事、孤独などの悩みを抱える若者や、非行歴を有するなどにより、社会的自立に困難な課題を抱える若者からの相談を受け、就労・就学等の適切な支援につなぎ、若者の社会的自立を後押しします。 ・LINE相談体制を増強するとともに、相談情報管理システムを再構築しAI音声マイニングを導入する等のDX化を通じて、相談業務の効率化及び質の向上を図っていきます。 ・AI等を活用して若ナビαに集積する相談内容を分析することで若者の悩みを的確に把握。このエビデンスを庁内はもとより都内支援機関等で共有し、効果的な若者支援策等の検討に繋がります。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
啓発・教育	(実施主体)	(所管局)
◇東京都アライマーク「TOKYO ALLY」 ・自身がアライ（性的マイノリティの方々への理解や支援の意思を持つ方）であることを表明していただくため、アライマーク「TOKYO ALLY」を作成し、「TOKYO ALLY」のグッズを配布しています。	都	総務局
職員理解及び庁内外の取組	(実施主体)	(所管局)
◇東京都パートナーシップ宣誓制度 ・パートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓・届出を、都が受理したことを証明（受理証明書を交付）する制度です。本制度により、多様な性に関する都民の皆様の理解を推進するとともに、性的マイノリティのパートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者の方々が暮らしやすい環境づくりにつなげています。	都	総務局
◇多様な利用者のニーズに配慮したユニバーサルデザインのトイレづくり ・異性の介助が必要な方やトランスジェンダーの方のニーズに応える、男女共用トイレの設置事例等を紹介したハンドブックを公共施設や公園、商業施設、鉄道等の各施設におけるトイレの設計・整備や管理の担当者に向けて周知を図り、取組が進むことで、全ての人が安心してトイレを利用できる環境を目指します。	都	福祉局
◇職員向け研修 ・中央研修において各局等の研修講師を育成する講師養成研修及び新規採用職員を対象とする新任研修を実施し、様々な人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、性自認及び性的指向に関する内容を取り上げ、理解推進を図っています。	都	総務局

【1 児童虐待防止対策】

＜現状・課題＞

- 児童虐待の防止に関しては、「児童虐待の防止等に関する法律」や「児童福祉法」の累次の改正などにより、制度的な充実が図られてきました。
- しかしながら、全国の児童相談所における児童虐待の対応件数は、令和4年度には214,843件となっています。また、都内児童相談所における児童虐待対応件数は26,123件、区市町村における児童虐待対応件数は23,936件となっています。
- 虐待は子供の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えます。発育・発達などの遅れといった身体症状や、情緒不安定、感情抑制、強い攻撃性などの精神症状があらわれるだけでなく、他人とのコミュニケーションがうまく取れず、様々な問題行動を引き起こすこともあります。また、成長するにつれて、極度に自尊感情が低下し自殺願望を持つことや、アルコールや薬物依存となることもあります。
- 一方、虐待をする親たちの背景には、子育ての悩みや周囲からの孤立、家庭の不和、親自身が虐待を受けて育ってきた影響や経済的な問題など、様々なストレスや葛藤があることが多く、苦しんでいても助けを求められずにいることも少なくありません。
- 年々深刻化する児童虐待に迅速かつ的確に対応するためには、都と区市町村が連携し、児童相談体制を一層強化することが重要です。
- また、区立児童相談所の設置が進められる中、区立児童相談所も含めた東京全体での児童相談体制の強化が求められています。
- 体制の強化や人材育成など児童虐待への対応力向上とともに、未然防止と早期発見の取組が求められています。

＜取組・今後の方向性＞

- 区市町村の子育て支援機関、児童相談所等地域の関係機関の連携を強化し、虐待の未然防止から早期発見・対応、子供の保護・ケア、保護者支援、家族の再統合、アフターケアまでの切れ目のない支援が行われる体制を整備します。
- 都児童相談所においては、人員増をはじめ体制強化を図るとともに、児童相談所の新設等により、よりきめ細かな相談体制の整備を推進します。
- 都児童相談センターの体制を強化し、相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門性向上、人材育成の共同推進に向けた取組を進め、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担います。
- また、サテライトオフィスの設置や都児童相談所への子供家庭支援センターの分室設置なども合わせ、区市町村との連携により相談体制を強化します。

- 子供家庭支援センターと児童相談所の児童虐待対応の連携について定めた「東京ルール」に基づく対応を徹底し、支援の隙間が生じないように、より一層の連携強化を図ります。また、東京ルールの運用状況を検証し、必要な見直しを実施します。
- ケアニーズが高く個別支援が必要な一時保護児童が増えていることから、一時保護所の体制強化を図るとともに、一時保護需要を踏まえ、引き続き区市町村と十分に連携のうえ、児童養護施設や里親、民間一時保護所等への一時保護委託も一層促進していきます。
- 平成31年4月から施行した「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待への理解促進に向けた普及啓発を展開し、子育てをしている親とその子供を地域全体で温かく見守り、必要な時に手を差しのべるという機運を醸成するとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。
- 当事者である子供の権利擁護を推進するため、子供の権利擁護相談事業のさらなる周知を図ります。
- 児童虐待を防止するため、より相談等にアクセスしやすい相談窓口を設置します。

＜主な相談窓口＞

- 子供家庭支援センター
- 児童相談所
- 児童虐待を防止するためのLINE相談「親子のための相談LINE」
- 警視庁「ヤング・テレホン・コーナー」 等

【2 社会的養護体制の充実】

＜現状・課題＞

- 現在、都内には、社会的養護を必要とする約 4,000 人の子供が、児童養護施設や乳児院、養育家庭などで暮らしています。
- 社会的養護を必要とする子供は、かつてはそのほとんどが、親がいない、親による養育が困難な子供でしたが、近年では、虐待により心身に傷を受けた児童や何らかの障害のある児童など、個別的ケアが必要な子供が増加しています。
- 社会的養護を必要とする子供の状況が複雑化・深刻化していることに伴い、一人ひとりの子供の状況に応じた、よりきめ細かな支援が求められます。

＜取組・今後の方向性＞

- 社会的養護を必要とする子供たちが、一人ひとりの状況に応じた支援が受けられるよう、一時保護から家庭復帰や社会的自立に至るまでを総合的に支援する体制の整備を進めます。
- 子供が家庭において健やかに養育されることを原則とした上で、家庭における養育が困難な場合は、家庭と同様の環境における養育を優先し、里親等委託を推進します。また、一貫性・継続性のある里親支援体制を構築し、里親に対する支援の充実を図ります。
- 個別的なケアが必要で、施設で養育が必要な児童に対して、施設の定員数を十分に確保するとともに、できる限り良好な家庭環境での養育や、問題を抱える児童に対する治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備します。
- 社会的養護のもとで生活する子供たちの権利を擁護するとともに、施設退所後の自立と地域での安定した生活を継続するために、入所中から退所後まで、一貫して支援していきます。
- 自立支援担当職員を介し、大学等への進学を希望する児童に対し、進学に有用な情報の提供や学習にかかる経費を支援するなど、一人ひとりの進学に当たっての課題解決に向けた取組を推進していきます。
- 児童相談所が決定する措置等について、子供が考えを整理し、周りの大人に伝えることを支援するため、一部の一時保護所入所中及び里親委託中の子供を対象に意見表明等支援員を導入しており、今後、導入先の拡大を検討します。

＜主な相談窓口＞

- 出身の児童養護施設又は自立援助ホーム
- ふらっとホーム（社会的養護経験者等）
- 東京都若者総合相談センター「若ナビα」

【3 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等】

（１）児童ポルノ

＜現状・課題＞

- 児童ポルノは、児童（18 歳未満の男女）の性的搾取・性的虐待の記録であり、児童の権利条約で保護された児童の権利を踏みにじるものです。
- 児童ポルノ事犯の検挙状況は増加傾向にあり、これに伴って被害児童も後を絶ちません。特に、当該事犯は、性に対する判断能力が形成途上であることに付け込まれた児童が被害に遭うなど、憂慮すべき事態となっています。
- 児童ポルノの画像が一旦インターネット上に流出すれば、コピーが繰り返され、その削除は事実上不可能であり、被害に遭った児童の苦しみは将来にわたって続くことになります。
- 子供の未来を守るため、児童ポルノ事犯の取締り、被害児童の早期発見・保護及び児童ポルノ被害の未然防止を推進するため、社会全体で取り組んでいくことが重要です。

＜取組・今後の方向性＞

- 被害防止啓発用リーフレットの作成・配布により、児童ポルノを排除し、児童ポルノの被害を防止するための広報・啓発を推進します。
- 地域、学校、家庭への啓発講座などを通じて、有害情報の例のほか、コミュニティサイト、スマートフォンのアプリなどインターネット利用に起因する青少年の犯罪被害の状況などに関する情報提供を行うとともに、名前や電話番号などの書き込み、写真の送付などを安易に行わないことなど、インターネットの危険性及び適切な利用に関する広報・啓発活動を推進します。
- 被害児童の精神的被害の軽減を図るため、専門職員などによる継続的なカウンセリング、関係機関が連携した継続的な支援を行っていきます。
- 児童ポルノの根絶に向けたスローガンである「見ない」、「持たない」、「作らない」の下、「STOP！児童ポルノ・情報ホットライン」の活用を図り、児童ポルノ事犯の取締りを強化していきます。

＜主な相談窓口＞

- STOP！児童ポルノ・情報ホットライン
- ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」等

（２）犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

＜現状・課題＞

- 犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又は遺族の方々は、生命や財産を奪われる、家族を失う、傷害を負わされるといった、直接的な被害にとどまらず、心

身の不調等の精神的後遺症や治療費の負担等の経済的被害、更に周囲の者等による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等による二次的な被害にも苦しめられることがあります。

- 特に、人格形成の途上にある少年が犯罪などにより被害を受けた場合、その後の健やかな成長に与える影響は大きいものがあります。被害を受けた少年の心のケアに当たっては、その悩みや不安を受け止めて相談に当たることや、家庭・友人関係・地域・学校といった少年が置かれている環境に関する問題を解決すること、関係機関が連携して必要な支援をしていくことが大切です。

＜取組・今後の方向性＞

- 都では、「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、全庁を挙げて犯罪被害者やそのご家族への様々な支援策を実施しています。
- 現行の第4期支援計画では、目指すビジョンとして「関係機関の連携強化による支援の充実」を掲げ、犯罪被害者等支援を途切れることなく提供する総合的な支援体制に向けた整備を推進しています。また、犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として、「被害者等支援専門員（コーディネーター）」を都に配置し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、支援策等の情報提供、関係機関との連絡調整、区市町村等への助言や同行などを行い、適切な支援につなげています。
- 都と（公社）被害者支援都民センターが協働で運営する「犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口」では、犯罪被害者やそのご家族のために、電話・面接相談、警察署や裁判所等への付添いのほか、精神科医等によるカウンセリングを行っています。また、性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と民間支援団体が協働して「東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター(性暴力救済ダイヤルN a N a 及び子供・保護者専用性被害相談ホットライン)」を設け、24時間365日被害者や性被害に遭った子供の保護者等からの相談を受け付けています。民間支援団体の支援員が、被害者等の状況に応じて、医療機関や警察等に付き添います。さらに、若年層に普及しているLINEを活用した「性被害相談窓口」を設け、子供・若者の性犯罪・性暴力被害に対する相談体制を拡充しています。今後、犯罪被害者やそのご家族への支援を引き続き行っていきます。
- 警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ犯罪被害者を保護する役割を担う機関として、犯罪被害者の視点に立った各種施策を推進します。
- 被害者の再被害を防止するとともに、その立ち直りを支援するため、少年相談専門職員による指導助言や継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施します。
- また、地域において、保護者などと緊密な連携の下に被害を受けた子供を取り巻く環境の変化や生活状況を把握しつつ、きめ細かな訪問活動を行う「被害少年サポーター」と連携した支援活動を行います。

- 児童・生徒が通学する学校においても、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、関係機関とのネットワークを活用するなどして、被害を受けた子供の心のケアや立ち直りを支援していきます。

＜主な相談窓口＞

- 犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口
- ヤング・テレホン・コーナー
- 少年センター
- 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤルN a N a、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）
- L I N E相談「性被害相談窓口」
- 「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談
- 「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（L I N E）相談
- 犯罪被害者ホットライン
- 性犯罪被害相談電話

2 被害防止と保護に係る施策等一覧

2-（1）児童虐待防止対策

◇…新規事項

未然防止対策	(実施主体)	(所管局)
◆とうきょうママパパ応援事業 ・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援を提供するため、こども家庭センターの設置促進を図るとともに、妊婦全数面接や産後ケアの実施、家事・育児支援等を行う区市町村の取組を支援します。	区市町村	福祉局
◆乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆子供家庭支援センター事業（子供家庭支援区市町村包括補助事業） ・地域の子供と家庭を支援するため、区市町村における第一義的な相談窓口、在宅サービスの提供・調整機関、関係機関や団体のコーディネート機関として、子育て支援ネットワークの核となる子供家庭支援センターの取組を支援します。また、児童虐待対応の専門性を強化した子供家庭支援センターを設置して虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◇都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業 ・的確に児童虐待相談等に対応できるよう、子供家庭支援センターの機能を強化するとともに、児童相談所との連携強化に向けた仕組みづくりを推進する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆養育支援訪問事業 ・保護者の養育を支援することが特に必要な家庭を訪問し支援する養育支援訪問事業に取り組む区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆要支援家庭を対象としたショートステイ事業 ・養育に特に支援が必要な家庭の児童に対し、子育て支援の一環としてショートステイサービスを提供し、子供の成長や保護者を支援することにより、安心して子育てに取り組むことができる環境整備を支援します。	区市町村	福祉局
◆ショートステイ事業の拡充 ・ショートステイ事業の当日の利用申込に対応した利用枠の確保や、ショートステイ事業を受託する協力家庭に対する支援の充実を行い、利用者ニーズに応じた体制を整備する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局
◆未就園児等全戸訪問事業 ・未就園児等のいる家庭への訪問による安全確認を行う区市町村を支援することで、児童虐待の早期発見・早期対応の取組を強化します。	区市町村	福祉局

◆子供の居場所創設事業 ・子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う「居場所」（拠点）を設置し、地域全体で気になる家庭等への見守りを行う体制を整備する区市町村を支援します。	区市町村	福祉局 （再掲）
◆子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局 （再掲）
早期発見・早期対応	(実施主体)	(所管局)
◆子供を守る地域ネットワーク機能強化事業 ・区市町村において、子供を守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資する区市町村の取組を支援します。	区市町村	福祉局
◆児童相談所の体制と取組の強化 ・児童虐待をはじめ困難な問題を抱える家庭をより効果的に支援するため、子供の保護・ケア、保護者の支援、家族再統合、アフターケア等の取組や、区市町村や保健所等関係機関との連携を強化していくとともに、実践的な研修など研修プログラムの充実や児童福祉司などの人材の確保により、一層の体制強化を図ります。	都	福祉局
◇都児童相談センターの体制の強化 ・都児童相談センターの体制を強化し、相談援助業務の標準化、個別ケースに係る専門的向上、人材育成の共同推進に向けた取組を進め、区立児童相談所や子供家庭支援センターを含めた東京全体の児童相談業務の総合調整機能を担います。	都	福祉局
◇都児童相談所と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実 ・都児童相談所のサテライトオフィス、区の子供家庭支援センターの分室、1区1児相体制による児童相談所・子供家庭支援センターの一体型拠点など、都児相と子供家庭支援センターとの連携拠点の充実を図ります。	都 区市町村	福祉局
◇児童相談体制強化に係る総合連携事業 ・東京全体の児童相談体制の充実・強化を図るため、都児童相談所及び特別区児童相談所並びに子供家庭支援センターを対象とした合同研修や相談事例等を共有するシステム構築を行います。	都	福祉局
◇一時保護体制強化事業 ・一時保護条例も踏まえ、各施策を実現するための具体的な取組を実施します。	都	福祉局
◇警察との情報共有システム ・児童相談業務における児童相談所と警察との情報連携強化に向け情報共有システムの構築を図ります。	都	福祉局

◆学校における対応力強化 ・研修教材「児童虐待防止研修セット」を都内の公立幼稚園・学校に配布するとともに都教育委員会のWebページにも掲載し、全ての教職員が、児童虐待防止に関わる正しい理解と認識を深めることができるよう、支援します。	小・中： 区市町村 高：都	教育庁
◆医療機関における虐待対応力の強化 ・児童虐待の早期発見・予防のため、虐待や要支援家庭の発見の機会を有する医療機関等に対し、判断力・対応力の強化に向けた支援を行います。	都	福祉局
◆児童虐待防止の普及啓発 ・「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」を踏まえ、児童虐待防止のための普及啓発を展開し、地域全体で子育て家庭を見守るという機運の醸成や児童虐待を発見した際の適切な対応の啓発を行うとともに、体罰等によらない子育ての推進を図ります。	都 区市町村	福祉局
相談体制	(実施主体)	(所管局)
◆児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業 ・親子のかかわりで困っていること等の相談を受ける窓口として、無料通話アプリ（LINE）を活用した相談窓口を設置することで、子供や保護者がよりアクセスしやすい相談体制の整備を図ります。	都	福祉局
◆子供の権利擁護専門相談事業 ・様々な子供の権利侵害事案に対応する、子供の権利擁護専門相談事業の実施などにより、関係機関と連携しながら、子供の権利擁護体制を強化します。	都	福祉局

2－（２）社会的養護体制の充実

家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進	(実施主体)	(所管局)
◆家庭養育（養育家庭等・ファミリーホーム）の推進 ・令和 11 年度において、社会的養護に占める里親等委託の割合が 37.4% となるよう、養育家庭等・ファミリーホームを推進していきます。 ・民間フォスティング機関を設置することにより、里親委託を一層推進し、里親に対する一貫性・継続性のある支援体制を構築します。 ・養育家庭でより多くの児童が育まれるよう、普及啓発により養育家庭登録数を拡大するとともに、養育家庭への支援を充実します。また、乳児期からの委託を促進します。 ・養育者の住居において、5 人又は 6 人の子供を養育する小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を着実に実施します。	都	福祉局
施設養護の機能強化	(実施主体)	(所管局)
◆児童福祉施設の整備 ・児童養護施設や一時保護所への入所児童の増加への対応や、施設内での生活環境の改善を図るため、施設の整備を進めます。	都	福祉局
◆家庭的養育（グループホーム）の設置促進 ・児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、児童養護施設が地域の住宅を活用し家庭的な環境で養護を行うグループホームについて、引き続き設置を進めます。 ・4 か所以上のグループホームを設置する施設について、各グループホームへの助言・指導等を行うグループホーム支援員を配置するなど、安定的運営を支援します。	都	福祉局
◆乳児院の家庭養育推進事業 ・都内乳児院に治療的・専門的ケアが実施できる養育体制を整備することにより、被虐待児、病虚弱児、障害児等心身に問題を抱えた児童等の支援を充実させ、心身の回復を図る。あわせて、保護者等に対する育児相談等の支援体制を強化し、入所児童の家庭復帰等の促進を図ります。 ・また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援等の強化及び地域交流支援等における取組を強化し、あわせて家庭的養護の推進を図ります。	都	福祉局
◆専門機能強化型児童養護施設制度 ・虐待等により問題を抱える子供たちへのケアを充実させるため、精神科医師や治療担当職員を配置するとともに個別ケア職員を配置するなど機能を充実し、専門的・個別的ケアを行う専門機能強化型児童養護施設の指定数を拡大します。	都	福祉局

◆連携型専門ケア機能モデル事業 ・都立施設において、虐待による重篤な情緒・行動上の問題を有する子供の生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」を試行します。	都	福祉局
◆児童養護施設等の支援力の向上、人材確保及び人材育成 ・児童福祉施設に勤務する専門職所職員やリーダー等の人材確保及び育成を図るための研修を実施し、問題を抱える児童の増加に対応できる体制の確保を図ります。 ・児童養護施設等職員の研修への参加を促進するとともに、児童に対するケアの向上と職員の資質向上及び研修指導者の養成を図ります。 ・児童養護施設等における実習体制等充実させることにより、職員の人材確保を図ります。 ・児童養護施設等が高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進める上で、必要な人材の育成を図ります。 ・こども家庭ソーシャルワーカーの資格取得に要する研修受講を支援します。 ・児童養護施設職員など、社会的養護等の分野における新規採用者を対象に奨学金返済を支援します。	都	福祉局
◆子供食堂推進事業 ・子供食堂の安定的な実施環境を整備することにより、地域に根差した子供食堂の活動を支援します。	区市町村	福祉局 (再掲)
◇子供若者シェルター・相談支援事業 ・家庭等に居場所がない子供・若者が、そのニーズにあわせて必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所（子供若者シェルター）を確保する取組に対して支援します。	都	福祉局 (再掲)
自立支援	(実施主体)	(所管局)
◆東京都児童自立サポート事業 ・児童自立支援施設を退所した児童の地域での立ち直りを支援するため、児童相談所と民生・児童委員及び主任児童委員等が連携協力をして、児童の自立を支援する取組を推進します。	都	福祉局
◆フレンドホーム事業 ・児童養護施設や乳児院に入所している子供を、フレンドホームとして登録した家庭に、夏休み・冬休みや週末等学校が休みの間、数日間預け、家庭生活の体験を通じた子供の健やかな育成を図ります。	都	福祉局
◆養護児童に対する自立支援機能の強化 ・児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアの充実を図るため、自立支援業務に専念できる職員（自立支援コーディネーター）を配置し、自立支援体制の構築・推進を行います（自立支援強化事業）。	都	福祉局

・児童に対する学習支援(塾への通塾費用)の充実を図ります。 ・児童養護施設等を退所した児童等に、生活の場を提供しながら就労支援等を行う自立援助ホームに、就労支援・就労定着を専門に行うジョブトレーナーを配置します(ジョブ・トレーニング事業)。 ・社会的養護経験者等に対し、生活上の問題や求職上の問題について相談支援等を行うことにより自立を支援するとともに、対象者同士が集まり、意見交換や情報交換を行える相互交流の場を提供します。 ・義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳未満の者及び満20歳以上の措置解除者等であって、やむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要とされた者を対象に、児童自立生活援助事業所において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行う等により社会的自立の促進を目指します。		
◆自立生活スタート支援事業 ・児童養護施設等の利用者の退所後の自立生活の支援を行うことを目的に、施設等と連携して相談援助を行うとともに必要な資金の貸付を行っています。貸付後、自立に向けた真摯な努力をし、2年以上の継続勤務や入学した学校の卒業等の一定条件を満たした場合には、申請によって償還が免除されます。	社会福祉法人東京都社会福祉協議会	福祉局 (再掲)
子供の権利擁護	(実施主体)	(所管局)
◆被措置児童等虐待の防止・対応強化 ・「3つの電話相談窓口(東京都、児童相談所、児童福祉審議会)」を設置し、虐待を受けた被措置児童等本人からの届出や、虐待を受けたと思われる児童を発見した者からの通告に対し、関係機関等と連携しながら対応します。	都	福祉局
◇意見表明等支援事業 ・措置決定の場面等において、面談等を通じて子供の意見形成を支援し、希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする役割を担う「意見表明等支援員」を導入します。	都	福祉局

2-(3) 子供・若者の福祉を害する犯罪対策等

①児童ポルノ対策

未然防止	(実施主体)	(所管局)
◆被害防止啓発用リーフレットの作成 ・青少年のインターネット・SNS利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態や、それらの防止策に関する啓発用リーフレットを作成し配布しています。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
◆「ファミリールール講座」 ・青少年のインターネット・SNS利用に起因する「個人情報の流出」、「自画撮り被害」、「ネット依存」等のトラブル・被害の実態や、それらの	都	生活文化スポーツ局 (再掲)

防止策を学べる講座を開催しています。また、大学生を活用したグループワーク等を通じて、家庭でのルール作りや生徒自身による自主ルール作りも実施しています。		
◇SNSでの出会いに関する危険性についての普及啓発の強化 ・ SNS の不適切な利用に起因する性被害等に関する情勢が深刻な中、安全・安心にインターネット等を利用できる環境の整備に取り組んでいく必要があります。この課題に対処するため、第 32 期東京都青少年問題協議会の答申を踏まえ、SNS での出会いの危険性等について普及啓発を実施しています。	都	生活文化スポーツ局 (再掲)
相談支援	(実施主体)	(所管局)
◆被害児童の支援活動の推進 ・ 児童相談所における被害児童等への支援を行います。 ・ 少年センター等におけるカウンセリング等の適切な支援を行います。	都	福祉局 警視庁
◆STOP！児童ポルノ・情報ホットライン ・ 警視庁では、児童ポルノ根絶に向けた対策の強化とともに、児童ポルノに関する事件の取締りを強化し、電話やメールによる 24 時間対応の通報・相談窓口を設置し、児童ポルノに関する情報を求めています。	都	警視庁
◆ネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」の運営 ・ インターネットや携帯電話・スマートフォン等の普及に伴い、青少年が架空請求やネットいじめ、迷惑メール、有害サイト、自画撮り被害等のトラブルに巻き込まれ、青少年が被害者・加害者となるケースが増加していることから、青少年やその保護者、学校関係者などがインターネットやスマートフォン等に関する各種トラブルについて気軽に相談できる総合的な窓口「こたエール」を運営しています。	都	生活文化スポーツ局

②犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への支援

犯罪被害者への情報提供	(実施主体)	(所管局)
◆被害者の手引の作成・配布 ・ 犯罪被害者及びその家族に、捜査や裁判は、どのような手続で進んでいくのか、捜査上、被害者や家族にどのようなお願いをするのか、犯罪被害者及びその家族が利用できる支援制度には、どのようなものがあるのか、などについてお知らせし、情報不足から生じる様々な不安な思いを少しでも解消してもらうため、「被害者の手引」を作成し、配布しています。	都	警視庁
◆被害者連絡制度 ・ 殺人、傷害、性犯罪等の身体犯の被害者及びその遺族、ひき逃げ事件や交通死亡事故などの重大な交通事故事件の被害者及びその遺族に対し、被害者の意向を踏まえ、事件を担当している捜査員や被害者連絡員に指定された捜査員等が、捜査状況や被疑者の検挙状況及び逮捕被疑者の処分状況を捜査に支障のない範囲でお知らせする制度があります。	都	警視庁

相談・カウンセリング体制の整備	(実施主体)	(所管局)
◆「犯罪被害者ホットライン」 ・主として性犯罪、傷害事件の被害者、殺人事件等の遺族が抱えるところの悩み相談に応じます。	都	警視庁
◆「ハートさん＃８１０３」 ・被害が潜在化しやすい性犯罪被害者への支援を拡充するため、全国共通短縮ダイヤルを導入し、ダイヤルすると発信された地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながり、24時間・365日（一部を除く。）対応しています。	都	警視庁
◆犯罪被害者等のための東京都総合相談窓口 ・東京都総合相談窓口は、東京都と公益社団法人被害者支援都民センターが協働で運営しています。被害者支援都民センターは、犯罪被害者及びその家族に対して、精神的支援その他各種支援活動を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、犯罪被害者等の被害の軽減及び回復に資することを目的として活動しています。窓口では、電話相談、面接相談、裁判所や警察署などへの付き添い支援、精神科医等によるカウンセリングを行っています。	都	総務局
◆東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤル N a N a、子供・保護者専用性被害相談ホットライン） ・性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援事業として、都と特定非営利活動法人 性暴力救援センター・東京（S A R C 東京）が協働して性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター（性暴力救援ダイヤル N a N a、子供・保護者専用性被害相談ホットライン）を設け、24時間365日被害者からの相談を電話で受け付けています。 ・S A R C 東京の支援員が、被害者の状況に応じて、都内協力医療機関や警察などに付き添うほか、面接相談、精神的ケアも実施しています。	都	総務局
◇LINE相談「性被害相談窓口」 ・若年層に普及しているLINEを活用した「性被害相談窓口」を設け、子供・若者の性犯罪・性暴力被害に対する相談体制を拡充しています。	都	総務局
◇教職員等による児童・生徒性暴力の防止 ・教職員等による児童・生徒への性暴力を防止するため、「児童・生徒を教職員等による性暴力から守るための第三者相談窓口」の運営や教職員向け研修を実施します。 また、関係機関と連携し、実効的な対応が行うことができるよう情報共有するほか、専門家の協力を得た調査の実施を行います。	小・中：区 市町村 高：都	教育庁

◆「インターネットにおける人権侵害」に関する法律相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の書き込みなどが名誉棄損やプライバシーの侵害などの人権侵害に当たると思われる法律問題について、相談予約電話を受け付けた後、弁護士が面接により相談に応じます。	都	総務局
◇「インターネットにおける人権侵害」に関するSNS（LINE）相談（東京都人権プラザ） ・インターネット上の誹謗中傷や人権侵害等に関する相談について、専門の相談員がLINEによるチャット形式で相談に応じます。	都	総務局
◆カウンセリング制度 ・犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者に対しては、精神的被害を軽減するため、カウンセリングに関する専門的知識や技術を有する職員の配置や民間のカウンセラーとの連携などにより、相談・カウンセリング体制を整備しています。 ・被害に遭った少年の立ち直りを支援するため、都内8か所にある少年センターにおいて、少年相談専門職員による継続的なカウンセリングを実施するほか、臨床心理学や精神医学などの専門家を「被害少年カウンセリングアドバイザー」として委嘱し、適切な指導・助言を受けながら支援を実施しています。	都	警視庁
◇被害少年の継続的支援 ・都内8か所にある少年センターでは、少年警察ボランティアである「被害少年サポーター」の協力を得て、被害を受けた少年の支援活動の充実を図っています。	都	警視庁
◇「スクールカウンセラー活用事業」及び「スクールソーシャルワーカー活用事業」の推進 ・都内公立小・中・高等学校等にスクールカウンセラーを配置しており、児童・生徒へのカウンセリングを行っています。また、スクールソーシャルワーカーの配置を希望する全ての区市町村に対して補助しています。 ・各学校においては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、教職員と共に関係機関と連絡を図り、児童・生徒への支援を行っています。	都	警視庁
精神的・経済的負担の軽減に関する制度	(実施主体)	(所管局)
◆協力医療機関制度 ・警察に被害を届け出た性犯罪被害者で、医療機関での診察が必要な犯罪被害者に対しては、夜間、休日等であっても、被害者支援の趣旨を理解した上で、協力関係を結んでいる医療機関で診察を受けることができます。	都	警視庁

◆犯罪被害者等に対する宿泊施設提供制度 ・犯罪被害に起因する様々な要因により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、被害直後に一時的に利用する宿泊施設を提供し、精神的及び経済的負担の軽減を図る制度があります。	都	警視庁
◆犯罪被害者に対する公費支出制度 ・犯罪被害者が病院で受診した際に要した診断書料や診察料等について、その全額又は一部を、一定の条件の下、公費で支出する制度があります。	都	警視庁
◆犯罪被害給付制度 ・殺人などの犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族又は重傷病を負い又は身体に障害が残った犯罪被害者に対して、社会の連帯共助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的打撃の緩和を図り、再び平穏な生活を営むことができるよう支援する制度です。 ・遺族給付金、重傷病給付金及び障害給付金の３種類があり、いずれも国から一時金として支給されます。	都	東京都公安委員会
◆犯罪被害遺児に関する支援施策 ・犯罪により家族を亡くした児童(以下「被害遺児」という。)を社会全体で支える活動の一環として、協力団体等と協働で各種イベントへの被害遺児の招待活動を行っています。	都	総務局 警視庁
◇経済的負担の軽減 ・犯罪被害に遭ったことで生じる経済的負担を軽減するため、医療費・カウンセリング費用や一時的な宿泊費用に係る支援制度に加え、見舞金の支給、転居費用の助成、無料法律相談の実施、被害者参加制度における弁護士費用の助成を行っています。	都	総務局
犯罪被害者支援体制	(実施主体)	(所管局)
◆犯罪被害者支援連絡会 ・犯罪被害者の抱える広範多岐にわたる問題解決に向けて、関係機関・団体によるネットワークを構築し、相互に協力・連携を図ることで、犯罪被害者に対する支援活動の推進に努めています。	都	警視庁
◇「東京都犯罪被害者等支援計画」に基づく被害者支援施策の推進 ・犯罪被害者等支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「東京都犯罪被害者等支援計画」を策定し、関係機関相互の連携強化を図りながら、犯罪被害者等支援を総合的に推進しています。本計画に基づき、犯罪被害者等支援に関する関係機関との調整・つなぎ役として「被害者等支援専門員（コーディネーター）」を都に配置し、個別の犯罪被害者等のニーズに応じて、適切な支援につなげています。	都	総務局